

鳥取県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人勝部不二夫から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法252条の38第3項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成20年3月28日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

特定の事件は選定せず、教育委員会の財務の執行状況全般を対象とした。

第3 監査の対象とした理由

次の理由から事件を選定した。

- 1 鳥取県の予算・決算に占める教育予算・決算の規模が最大であり、教育委員会の予算の使途を明らかにすることが県民の身近な関心事である。
- 2 教育委員会という組織の存在は周知のことであるが、公教育の立案・推進役として具体的にどのような業務を行っているかを明らかにする。
- 3 これまでの包括外部監査の対象事件となっていない。

第4 監査を実施した期間

平成19年4月1日から平成20年1月23日

第5 実施した監査の方法

1 主な監査対象部署

教育委員会事務局及び県立学校

2 主な監査手続

必要と認められた決算資料を入手し、その内容を検証するために県の条例等を確認し、事務手続を正確に執行しているかどうか基礎資料と照合及び質問することにより確認した。

第6 包括外部監査の実施者

外部監査人	公認会計士	勝部	不二夫
外部監査人補助者	税理士	本城	慶光
外部監査人補助者	(有)勝部会計事務所職員	矢野	年宏

第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利

害関係はない。

第2章 教育委員会の県庁組織内における位置

第1 鳥取県の行政組織の概要

鳥取県に限らず都道府県の行政組織は、大きく2つの部局によって構成されている。1つは知事部局であり、他は知事部局外である。

知事部局に属する部局は、以下のものである。

防 災 局	総 務 部	企 画 部	文化観光局	福祉保健部	生活環境部
商工労働部	農林水産部	県土整備部	行政監察監	総合事務所	出 納 局

知事部局外の組織は、以下のものである。教育委員会は、知事部局外の組織になっている。

教育委員会	企 業 局	病 院 局	監査委員	人事委員会	労働委員会
鳥取海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	選挙管理委員会	収用委員会	公安委員会	議 会

(注) 企業局、病院局及び議会以外の知事部局外の組織は、行政委員会と呼ばれている。

第2 行政委員会の理念的意義

地方公共団体は長（都道府県知事及び市町村長）の下で総合的に行政が執行されていると思われるが、政治的中立性が強く要求される分野であって職権行使の独立性を保障された機関を設けることに意味がある場合（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、監査委員等）、専門技術的知識が必要とされるため外部の学識経験者の判断に委ねることが適当な場合（収用委員会等）、利害関係人の直接参加の要請が大きい場合（鳥取海区漁業調整委員会等）等により、法律で定めるところにより長から独立した執行機関である委員会又は委員が設けられている。

第3章 鳥取県の財政状態と教育委員会の予算

第1 厳しい鳥取県財政の姿

この報告書の主眼ではないが、鳥取県の財政状態について簡単に記すことにした。

- 1 鳥取県の平成18年度一般会計決算における単年度収支は赤字であった
平成18年度の決算状況を平成17年度と比較して示した。

金額単位：百万円

区 分	平成18年度	平成17年度
歳 入 総 額 (A)	(365,476) 376,376	(389,084) 390,684
歳 出 総 額 (B)	369,584	382,174
歳入歳出差引額 (A) - (B) = (C)	(4,108) 6,792	(6,910) 8,510
翌年度へ繰越すべき財源(D)	1,871	2,564
実 質 収 支 (C) - (D)	(5,979) 4,921	(4,346) 5,946
単 年 度 収 支 実質収支の前年度との差	(11,925) 1,025	(3,514) 1,914

(注) 上段()書は、財政調整型基金を取り崩さなかった場合

県の平成18年度一般会計予算は、厳しい財政状況を踏まえ、従前にもまして既存事業の大胆な見直しを行うとともに、最小の経費で最大の効果をあげるよう執行に努めた結果、前年度を下回る歳出規模となった。

しかし、三位一体改革に伴う国庫補助負担金の減額や臨時財政対策債の削減等により、実質収支は前年度を下回り、引き続き単年度収支が赤字となった。

2 平成18年度末の県の借入金残高は6千億円を超えている

平成18年度末の県の地方債残高（借入金残高）は、平成17年度末から16億円増加し6,122億円になった。予算規模が約3,700億円規模であり、そのうち約600億円が地方債の返済及び利息支払に回されるのであるから実際に県民のために支出できる財政規模は約3千億円である。県の地方債残高は、単年度の実質予算規模の2倍に及んでいることになる。

今後歳入増加が見込まれるのであれば良いが、三位一体改革に伴う国庫補助負担金及び地方交付税の減額は現実のものとなり、また地方の経済状態の低迷により税収入の増加に期待はできないと予想される。

3 緊急の財政需要に対応するための基金は444億円へ減少している

平成18年度末の県の基金残高は総額815億円である。このうち緊急の財政需要に対応できる基金つまり「財政調整型基金」の残高は、平成17年度末比107億円減少し444億円になってしまった。

第2 一般会計予算の推移と教育費予算の推移

平成10年度から平成18年度までの県の一般会計予算と教育費予算を以下の表において対比した。一般会計予算規模は平成13年度の4,626億円をピークに漸減し平成18年度は3,745億円と絶対額で881億円も減少している。一方、教育費予算額は、平成12年度の769億円をピークに平成18年度は696億円と73億円減少している。平成13年度は、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震の災害復旧工事等で予算規模が大きくなったという特殊事情があった。県の予算規模は減少しているが教育費予算は維持している。

金額単位：億円

項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般会計予算	4,402	4,478	4,600	4,626	4,414	4,380	4,118	3,965	3,745
教育費予算	718	740	769	749	765	747	734	690	696

平成10年度を100とした指数で各年度の予算を指数化したものを示す。

項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般会計予算の指数	100	102	104	105	100	100	94	90	85
教育費予算の指数	100	103	107	104	107	104	102	96	97

県は、公共工事を中心に一般会計の予算規模を減らしているが、教育を重視しているため教育費予算を維持しているのである。

第4章 教育委員会の仕事と組織及び平成18年度の決算概要

第1 教育委員会の仕事と組織

1 教育委員会の仕事

教育行政の組織及び運営の基本を定めた法として地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が制定されている。その法律では地方自治体の教育委員会の仕事は以下のように規定されている。

- | |
|--|
| <p>1 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>2 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。</p> <p>3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。</p> |
|--|

- 5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 7 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関すること。
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 10 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 11 学校給食に関すること。
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 13 スポーツに関すること。
- 14 文化財の保護に関すること。
- 15 ユネスコ活動に関すること。
- 16 教育に関する法人に関すること。
- 17 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

我々は、教育委員会は学校教育のことを所掌すると思っていたが、公民館・文化財・ユネスコに関する業務をも執行することを今回知った。

この業務内容を執行するために鳥取県教育委員会事務局は、以下のような組織と人員で構成されているのである。

2 鳥取県教育委員会事務局の組織と職員数

平成18年4月現在

課・室・局名	職員数		課・室・局名	職員数	
	事務	教員		事務	教員
教育次長	1	0	家庭・地域教育課	8	0
次長(事務)	1	0	生涯学習振興室	5	0
教育総務課	14	0	船上山少年自然の家	4	0
教育企画室	5	0	大山青年の家	4	0
東部教育局	7	7	図書館	26	0
中部教育局	6	6	人権教育課	5	3
西部教育局	7	7	育英奨学室	3	0
福利室	4	0	文化課	10	0
教育環境課	20	0	遺跡調査整備室	5	0
小中学校課	10	7	埋蔵文化財センター	29	0
障害児教育室	5	3	妻木晩田遺跡事務所	8	0
教育センター	23	4	博物館	30	0
高等学校課	14	9	体育保健課	12	0
			スポーツセンター	8	0
			全国スポーツレクリエーション推進室	18	0
			事務・教員数	292	46
			総職員数	338	

(注) 教育長は、職員でないため表から削除しているが、1名である。

3 教育委員会が管理監督する公立学校

平成18年5月1日現在の県内公立学校の教員と職員数を以下に示した。

区分	教員数	職員数	合計
----	-----	-----	----

小 学 校	2,586名	211名	2,797名
中 学 校	1,426名	97名	1,523名
高 等 学 校	1,314名	341名	1,655名
特 別 支 援 学 校	515名	90名	605名
合 計	5,841名	739名	6,580名

(注) 1 学校便覧を参考とした。

2 市町村立学校は、県費負担教職員数である。

3 教員数については、退職者及び育児休業者を除いている。

第2 平成18年度の教育委員会全体の決算概要

我々は、教育委員会は学校教育に関わることが業務であると思っていた。学校教育に係る智慧の創出及び施設設備面の整備が業務の核となるが、社会人教育・文化の育成普及、図書館や博物館の運営、健康増進のためのスポーツ活動推進等業務の幅が広いことを知った。

ここでは教育委員会の業務の実態を分かりやすくするため、平成18年度の課別の決算額を示した。なお、教育委員会で歳入しない県税、地方交付税などの一般財源については、歳入金額に含めていない。

1 教育委員会課別の決算額（歳入、歳出、歳入・歳出差額）の要約

(単位：百万円)

平成18年度の課名	歳 入	歳 出	歳入・歳出差額
教 育 総 務 課	10,415	56,869	46,454
家 庭 ・ 地 域 教 育 課	16	232	216
文 化 課	503	734	231
体 育 保 健 課	79	860	781
福 利 室	42	285	243
人 権 教 育 課	87	512	425
小 中 学 校 課	23	140	117
高 等 学 校 課	1,470	279	1,191
教 育 環 境 課	2,627	5,898	3,271
障 害 児 教 育 室	36	108	72
教 育 セ ン タ ー	3	186	183
図 書 館	1	270	269
博 物 館	25	302	277
全国スポーツレクリエーション祭推進室	153	357	204
決 算 合 計 金 額	15,480	67,032	51,552

2 歳入の状況

教育委員会の平成18年度歳入額は154億円であり、ほとんどは国庫負担金と国庫補助金であった。一方、歳出額は670億円であった。歳入と歳出の差額515億円については、一般財源が充当されていることになる。

歳入総額154億8,093万円の主な内容は、次のとおりである。

小中学校の教員の平成17年度給料額の3割相当額の国庫負担金	99億1,556万円
国の補助対象事業に対する国庫補助金	6億2,907万円
埋蔵文化財発掘調査事業に対する国土交通省からの受託事業収入	3億6,308万円
県立高等学校の授業料収入ほかの使用料収入	14億7,703万円
事業を行うための借入金収入(県債)	20億5,410万円
基金繰入金	1億5,000万円
前年度からの繰入金	1億6,672万円
【以 上 合 計】	147億5,556万円

第3 教育委員会事務局各課の決算状況

1 教育総務課

歳入総額は104億1,517万円であり、その主な内容は次のとおりである。

小中学校の教員の平成17年度給料額の3割相当額の国庫負担金	99億1,556万円
教育費国庫補助金	1億4,513万円
【以上合計】	100億6,069万円

さまざまな事務を執り行う課である。歳出面から見ると教育委員会事務局の職員及び県内の公立学校の教職員の給与事務を所掌していることがわかる。

歳出総額は約568億6,931万円。その主な内訳は次のとおりである。

教育委員会事務局及び県内公立学校教職員給料	284億3,255万円
時間外勤務手当・特殊勤務手当・その他の手当	148億3,968万円
児童手当	1億9,011万円
共済費	89億9,932万円
賃金	9,028万円
【以上小計】	525億5,194万円
退職手当	33億3,662万円
【以上合計】	558億8,856万円

なお、合議制の執行機関である教育委員会に関する経費は1,360万円であり、うち1,070万円が非常勤の教育委員5名に対する報酬であった。

2 家庭・地域教育課

学校外における健全な家庭教育活動の推進、一般県民に対する生涯学習の場の提供等を行っている。

歳出額は約2億3千万円、そのうち主なものを以下に示した。

船上山少年自然の家及び大山青年の家に係る運営費及び施設改修費ほか	8,583万円
生涯学習センター運営委託費（委託先は、指定管理者の財団法人鳥取県教育文化財団）	6,485万円
町村教育委員会支援事業（各町村に教育専門家である地域教育担当指導主事を派遣し、その人件費の2分の1の助成金）ほか	1,228万円
社会教育関係団体や社会教育推進のNPO法人等に対する支援事業費（補助金の形で支出される）	1,080万円
インターネット及び情報誌による県民への生涯学習情報提供	984万円
「未来をひらく鳥取学」等の様々な教育機関と連携した県民への学習機会の提供	857万円
家庭教育電話相談に係る経費、家庭教育啓発リーフレット作成・広報費	532万円
【以上合計】	1億9,749万円

3 文化課

文化課は、文化芸術の振興、県内の文化財の保護、鳥取県埋蔵文化財センターに関すること及び妻木晩田・青谷上寺地遺跡に関することを業務としている。

歳入総額は、5億323万円。その主な内訳は、次のとおりである。

実施事業に対する国庫補助金	1億1,812万円
国土交通省から受け入れた埋蔵文化財発掘調査受託収入	3億6,308万円
【以上合計】	4億8,120万円

歳出額は約7億3,425万円である。歳出の主な内容は、次のとおりである。

妻木晩田遺跡調査整備・活用・維持管理事業費	2億 655万円
-----------------------	----------

青谷上寺地遺跡展示公開・出土品調査研究・保存整備等事業費	8,660万円
県内の文化財保存整備に対する補助金等（三徳山三仏寺保存修理補助金1,734万円ほか）	7,077万円
山陰道建設に伴う発掘調査事業費	2億4,956万円
埋蔵文化財センター運営費	2,318万円
各市町村への埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金等	2,577万円
【以上合計】	6億6,243万円

4 体育保健課

体育保健課は、学校の体育及び保健に係る事業のほか県立の社会体育施設の管理委託業務、県内のスポーツ団体に対する補助事業（国民体育大会派遣等）等の業務を行っている。

歳入額は7,858万円。そのうち3,328万円は独立行政法人日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金である。

歳出総額は8億5,959万円であり、主な内容は次のとおりである。支出先は、財団法人鳥取県体育協会に対する補助金・委託料及び運営費が多い。

県立学校生徒への健康診断料ほか学校保健教育指導費	8,507万円
県立学校給食費（対象学校数11校）	4,196万円
国民体育大会派遣費（財団法人鳥取県体育協会への委託料を含む。）	6,759万円
競技力向上対策事業費（トップアスリートの育成・確保及び支援）	1億3,984万円
財団法人鳥取県体育協会運営費補助	8,711万円
学校関係体育大会推進事業費（全国高等学校総合体育大会等派遣費補助金を含む。）	2,656万円
県営社会体育施設（鳥取産業体育館、県立武道館等）の管理運営の委託費ほか	2億8,794万円
スポーツセンター管理運営費（スポーツ指導員4名）	1,328万円
運動部活動推進事業費（外部指導者又は部活動担当教員の研修等）	1,502万円
【以上合計】	7億6,437万円

5 福祉室

福祉室は、教育委員会事務局及び県内公立学校の教職員の厚生福利に関すること並びに退職手当に関する業務等を行っている。

歳入総額は4,186万円。うち4,175万円は教育委員会が管理運営している県内10箇所の教職員住宅の貸付料収入である。

歳出総額は2億8,472万円。その主な内容は、次のとおりである。

普通恩給・扶助料・退職年金・遺族年金支払	2億4,277万円
教職員の健康診断等経費	2,382万円
教職員宿舍等管理運営費	1,269万円
【以上合計】	2億7,928万円

6 人権教育課

人権教育課は、人権教育の企画・指導、進学奨励事業、育英奨学事業に関する業務を行っている。進学奨励資金を含めた一般会計のほかには育英奨学資金のために育英奨学事業特別会計を設けている。

進学奨励資金を含む一般会計の歳入総額8,728万円のうち8,685万円は、進学奨励資金貸付金の元利収入である。

一般会計の歳出総額5億1,214万円。主な内容は次のとおりである。

財団法人鳥取県育英会に対する鳥取県学生寮運営補助金	2,567万円
鳥取県同和教育推進協議会に対する事業補助金	512万円
進学奨励資金貸付金回収額の3分の2の国庫返還金	5,978万円

育英奨学事業特別会計への繰出金	4億 562万円
【以上合計】	4億9,619万円

育英奨学資金のための特別会計の歳入及び歳出の内容は、以下のようになっている。

【歳入の内容】

一般会計からの繰入金収入	4億 584万円
育英奨学資金貸付金元利収入	1億6,303万円
日本学生支援機構からの交付金	1億 49万円
【歳入合計】	6億6,936万円

【歳出の内容】

育英奨学資金貸付	6億6,653万円
育英奨学資金貸付金回収額に係る国庫返還金	265万円
【歳出合計】	6億6,918万円

7 小中学校課

小中学校課は、市町村立学校（特別支援学校を除く。）の教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること、教員、事務職員及び学校栄養職員の人事管理に関する業務等を行っている。

歳入総額は2,283万円と少ない。そのうち1,889万円が国から委託された豊かな体験活動推進事業等に対する国からの収入である。

歳出総額は1億3,961万円。主な内容は次のとおりである。

不登校対策事業費	6,151万円
幼児教育、道徳教育、学力向上対策に要する経費等	2,638万円
教職員の県外及び海外研修事業	1,666万円
【以上合計】	1億 455万円

8 高等学校課

高等学校課は、県立高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導に関すること、授業料に関すること等の業務を行っている。

14億7,064万円の歳入総額のうち授業料、入学金等の収入が14億5,733万円を占めている。

歳出総額は2億7,859万円で、その主な内容は次のとおりである。

外国人の外国語講師の人件費等（外国人講師数30人）	1億4,060万円
社会人講師の学校招へいによる講演会等事業	1,007万円
文化部活動の振興費（外部指導者招へいほか）	4,210万円
教職員の県外及び海外研修事業	2,481万円
読書指導の充実事業（全ての県立高校に図書館司書配置）	1,156万円
【以上合計】	2億2,914万円

9 教育環境課

この課は、県立学校の校地、校舎その他施設設備の整備、その管理及び運営に関する業務を行っている。

歳入額は約26億2,753万円と多額である。その主な内容は、次のとおりである。

県債	20億5,410万円
基金からの繰入金	1億5,000万円
平成17年度予算執行額の繰越額	1億5,574万円
国庫補助金	1億6,760万円
【以上合計】	25億2,744万円

歳出総額は58億9,760万円と教職員の人件費を主務する教育総務課の歳出額（約568億円）を除けば突出した事業費を使っている課になる。歳出の主な内容は、次のとおりである。

倉吉総合産業高等学校新校舎建設事業費	12億6,175万円
米子白鳳高等学校改修工事業費	1億 82万円

鳥取緑風高等学校改修工事業費	5,950万円
米子高等学校第2体育館新築事業費	3億3,010万円
岩美高等学校体育館改築事業費	4億4,293万円
高等学校冷房設備設置事業費	3億9,973万円
教育施設営繕費	5億7,735万円
県立学校耐震化推進事業	1億6,064万円
高等学校の情報化推進事業(パソコン・プロジェクター等整備)	3億3,677万円
盲聾養護学校情報化推進事業(パソコン・プロジェクター等整備)	1億 911万円
高等学校の裁量予算制度により執行された事業費	11億6,405万円
盲聾養護学校の裁量予算制度により執行された事業費	2億5,937万円
養護学校通学バス購入及び運行委託費	9,260万円
高等学校水産海洋練習船実習費	8,802万円
【以上合計】	53億8,274万円

10 障害児教育室

この室は、県立の盲・聾・養護学校の教育課程・学習指導・生徒指導・職業指導に関する事務等を業務としている。平成19年度は、教育委員会事務局の組織改正により「特別支援教育室」が業務を引き継いでいる。

歳入総額は約3,556万円であり、そのほとんどが教育費国庫補助金である。

歳出総額は1億782万円であるが、県内に盲・聾・養護学校が7校あるのにもかかわらず歳出額が少ないのは盲・聾・養護学校の管理運営費のほとんどを教育環境課が主務しているためである。歳出の主な内容は、次のとおりである。

就学児童に対する補助金(扶助費)	7,620万円
【以上合計】	7,620万円

11 教育センター

教育センターは、教育課題に関する研究調査、教職員に対する研修等を行っている。

歳入総額は261万円であり、そのうち240万円が職員から収納する駐車場使用料である。

歳出総額は1億8,575万円であり、その主な内容は、次のとおりである。

教育センター管理運営費	6,522万円
教職員研修費(教職員の力量向上、教育課題に対応した研修を行うことによる教職員の総合的資質・指導力の向上)	6,451万円
教育情報ネットワーク事業費(鳥取情報ハイウェイを基盤とした教育用ネットワークの整備・充実)	3,970万円
【以上合計】	1億6,943万円

12 図書館

図書館は、図書資料等を幅広く収集して閲覧・貸出に供するとともに、多様な資料と専門職員を活用して、県民の仕事、学習、研究等に役立てる目的で各種サービスを提供している。

歳入総額は79万円と少ない。うち複写機使用料(資料複写料金)が53万円である。

歳出総額は2億7,074万円。その主な内容は、次のとおりである。

図書館管理運営費	1億1,764万円
図書・資料購入整理費	1億 572万円
【以上合計】	2億2,336万円

13 博物館

博物館は、県立博物館の資料の収集・保管・展示・利用・普及及び施設管理を行っている。平成17年度まで岩美町に管理委託していた山陰海岸学習館が、平成18年度から県立博物館の附属施設になった。

歳入総額は2,543万円。博物館の入館料収入・展示室等利用料が約1千万円、ペレットボイラー整備に対する国庫補助金が1,322万円ある。基本入館料は子ども及び学生に対しては無料、一般人は180円に設定

してあるので入館料収入は少ない。平成18年度の博物館利用者数は、約11万人であった。

歳出総額は3億223万円であり、その主な内容は次のとおりである。

特別展開催費	6,628万円
山陰海岸学習館改修事業費	4,156万円
博物館運営費（博物館の維持管理と博物館協議会の経費等）	5,303万円
山陰海岸学習館運営事業費	1,096万円
第50回鳥取県美術展覧会開催事業費	1,165万円
美術事業費（子どもを対象とした夏休み企画等）	3,520万円
鳥取県美術品取得基金で購入した美術品の買戻し費	1,779万円
【以上合計】	2億3,647万円

14 全国スポーツ・レクリエーション祭推進室

平成18年10月21日から24日の間に行われた「第19回全国スポーツ・レクリエーション祭」の開催準備に係る総合的な調整及び企画並びに運営に関する業務を行った。なお、平成18年度に実行された行事であったため、平成19年度は教育委員会事務局の組織改正により同事務局のスポーツセンターが事務を引き継いでいる。

歳入総額は1億5,316万円であり、その主な内容は、次のとおりである。

教育費国庫補助金	1億3,815万円
宝くじイベント共済事業から負担金収入	1,500万円
【以上合計】	1億5,315万円

平成18年度の歳出総額は3億5,729万円であり、その主な内容は、次のとおりである。

「第19回全国スポーツ・レクリエーション祭鳥取県実行委員会」への補助金	3億5,545万円
【以上合計】	3億5,545万円

この行事の開催準備は平成16年度から行われ、通算の事業費総額は4億4,789万円になった。これは同行事に要した事業費としては史上最少であった。

第4 各県立学校の決算

「第11章 県立学校の監査」において監査対象とした三つの県立学校の決算概要を示しているが、公式には各学校の決算内容は公開されていない。各県立学校の決算は各校の予算・決算管理のために行われているが、最終的に各主務課の決算としてまとめられる。例えば、各学校に割り当てられた裁量予算制度による事業費は教育環境課の決算として集計される。各学校が管理している授業料収入は、教育総務課の歳入として決算されることになっている。

第5 教育委員会の管理している土地と建物

参考までに、教育委員会が管理している土地、山林及び建物の面積を主な用途をまとめた。なお、取得価格は不明のものがあるため集計はしていない。

課名	土地及び山林		建物	
	面積（平方メートル）	主な土地の用途	面積（平方メートル）	主な建物の用途
総務課	0.00	該当なし	251.03	東部教育局
家庭地域課	99,830.41	大山青年の家 生涯学習センター	12,236.92	大山青年の家 船上山少年自然の家 生涯学習センター
文化課	1,570,883.21	埋蔵文化財センター （元）鳥取少年自然の家 史跡妻木晩田遺跡	4,126.81	埋蔵文化財センター （元）鳥取少年自然の家 史跡妻木晩田遺跡

	20,605.98	史跡妻木晩田遺跡山林		
体育保健課	114,067.68	鳥取産業体育館 米子産業体育館 県立武道館 倉吉体育文化会館 その他8物件	41,493.01	鳥取産業体育館 米子産業体育館 県立武道館 倉吉体育文化会館 その他5物件
福利室	18,726.63	教職員宿舍土地10物件	10,379.53	教職員宿舍建物10物件
人権教育課	1,722.57	東京都にある学生寮2物件(平成18年度末に高等学校課から移管)	0.00	該当なし
小中学校課	0.00	該当なし	0.00	該当なし
高等学校課	0.00	該当なし	0.00	該当なし
教育環境課	2,601,328.04	県立学校用地等	434,668.21	県立学校校舎等
	1,826,684.95	農業科のある高校の山林		
特別支援室	0.00	該当なし	0.00	該当なし
教育センター	15,902.70	教育センター土地	5,399.48	教育センター建物
図書館	0.00	該当なし	8,799.39	県立図書館建物
博物館	16,518.57	県立博物館 山陰海岸学習館	10,225.39	県立博物館 山陰海岸学習館
面積合計	6,286,270.74		527,579.77	

第6 意見 「トータルコスト予算制度」に対応した決算の作成について

1 トータルコスト予算

県は、平成18年度当初予算から、これまで別々に予算計上していた事業費とそれに携わる人件費を併せて示すトータルコスト予算分析手法を導入した。

わかりやすいように解説すると、外部委託費が1,000万円要する事業があるとする。平成17年度までは、この事業を執行すべきかどうかを外部委託費金額1,000万円のみで費用対効果を検討していた。しかし、この事業に年収800万円の県職員が1年間携わることになれば、トータルコストは1,800万円となる。この人件費を含めた金額で事業の費用対効果を測定するのがトータルコスト予算制度である。これにより、業務の縮小、廃止又は外部委託等の検討が行われ、もって予算及び職員配置の見直しが図れるようになる。

このトータル予算制度は平成18年度予算に対して鳥取県が全国に先駆けて導入したものであるが、教育委員会の同年度の予算では採用していない。

2 各課及び各学校における決算

平成18年度の教育委員会の決算書を入手し、その主務課別の金額を見ると給料等の人件費約559億円が教育総務課の歳出額の中にも含まれていた。教育委員会全体の給料等の人件費総額が約590億円であるから、ほとんどの人件費を主務課に集めて決算書を作成しているのである。

民間の会社では、給料等的人件費は人事部が主務するが、本社、各支店又は各部課へ対応した人件費を配分することによりそれぞれの部署の予算段階及び決算時の損益を明らかにしている。

この章の、「第3 教育委員会事務局各課の決算状況」は、県から入手した決算書を通りまとめたものである。各課の歳出額の中にはその課に所属する職員の人件費を含めていないことに疑問を有した。

また、この報告書の「第11章 県立学校の監査」で記述しているが、県立学校の決算内容を見ると、その学校に勤務する教職員の人件費の計上がないことに驚いた。教職員こそ学校の知的財産であり、ゆえに人件費は最大の経費になっている。県立学校は、人件費を含めたトータル決算を示さなければならないと考える。

また、教育委員会事務局の教育環境課は、各学校の耐震化診断・耐震化工事・校舎の新設等の施設設備予算を管理執行する課である。各学校のそれら施設設備に要する決算額は教育環境課の決算としてまとめら

れている。予算単位を課ごとに設定しているからであるが、予算を使った学校別への配分も必要なことである。

各課及び各学校に人件費等を配分した決算書を作成すべきである。学校だけでなく、県立博物館を主務する博物館、県立図書館を主務する図書館、埋蔵文化財を主務する文化課等々についても同様である。

県民が知りたいのは、身近な存在である学校の人件費等を含めたトータルコスト（総経費）であり、図書館運営に要する人件費等を含めたトータルコストなのである。

第5章 教育委員会の給与事務の監査

第1 教育委員会の職員数と給料・手当額

1 県職員数における教育部門の職員数

県職員数の推移を次の表にまとめた。教育部門として集計しているのは、教育委員会事務局職員と県内の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員の合計になる。

教育部門の職員数が圧倒的に多いことが分かる。平成18年度における教育部門の職員数は県職員総数の53パーセントを占め、この傾向は過去から続いている。

部 門		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般行政部門	議 会	24 名	23 名	23 名	24 名
	総 務	564 名	596 名	608 名	612 名
	税 務	113 名	110 名	114 名	114 名
	民 生	481 名	476 名	477 名	471 名
	衛 生	376 名	379 名	379 名	379 名
	労 働	58 名	59 名	63 名	58 名
	農 林 水 産	934 名	905 名	876 名	843 名
	商 工	170 名	168 名	166 名	170 名
	土 木	677 名	665 名	661 名	652 名
	計	3,397 名	3,381 名	3,367 名	3,323 名
特別行政部門	教 育	6,130 名	6,224 名	6,268 名	6,319 名
	警 察	1,397 名	1,398 名	1,415 名	1,423 名
	計	7,527 名	7,622 名	7,683 名	7,742 名
普 通 会 計 計		10,924 名	11,003 名	11,050 名	11,065 名
公営企業等 会計部門	病 院	754 名	748 名	747 名	767 名
	下 水 道	6 名	6 名	6 名	4 名
	企 業	71 名	69 名	69 名	63 名
	水 産 施 設	5 名	5 名	5 名	5 名
	計	836 名	828 名	827 名	839 名
合 計		11,760 名	11,831 名	11,877 名	11,904 名

県職員総数に対する教育委員会の職員の割合	52.1%	52.6%	52.8%	53.1%
----------------------	-------	-------	-------	-------

2 教育部門の給料及び手当額

平成15年度から平成18年度までの教育部門の給料及び手当額（諸手当及び期末・勤勉手当）を次の表にまとめた。

金額単位:百万円

部 門	項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
小 学 校	給 料	12,058	12,113	12,043	12,039
	各 種 手 当	6,065	6,056	6,032	6,072

	計	18,123	18,169	18,075	18,111
中学校	給料	6,315	6,323	6,355	6,296
	各種手当	3,260	3,242	3,259	3,334
	計	9,575	9,565	9,614	9,630
高等学校	給料	6,417	6,591	6,476	6,492
	各種手当	3,444	3,497	3,473	3,470
	計	9,861	10,088	9,949	9,962
特別支援 学 校	給料	2,409	2,449	2,521	2,405
	各種手当	1,168	1,173	1,212	1,249
	計	3,577	3,622	3,733	3,654
事務局	給料	1,055	1,095	1,145	1,203
	各種手当	629	687	698	714
	計	1,684	1,782	1,843	1,917
合 計	給料	28,254	28,571	28,540	28,435
	各種手当	14,566	14,655	14,674	14,839
	合 計	42,820	43,226	43,214	43,274

職 員 数	6,130名	6,224名	6,268名	6,319名
一人当り平均給料手当額	約698万円	約694万円	約689万円	約684万円

教育委員会は400億円を超える給与・手当額を支給している。以下において教育委員会の給料及び手当額（諸手当及び期末・勤勉手当）の支給事務が適切に執行されているかを監査することにした。

第2 鳥取県教育委員会の給与制度の概要

1 検証対象とした給料月額及び諸手当の概要

教育委員会が支給する毎月の給料月額・諸手当（以下「例月給与」という。）及び期末・勤勉手当は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号。以下「特勤条例」という。）教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）及び鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号。以下「知事等給与条例」という。）に基づき支給している。

この章の「第3 給与事務の監査」において各人別の給与計算の適切性に対する検証を行っている。その中で、検証対象とした例月給与及び期末・勤勉手当の名称と内容を以下の表に要約している。

(1) 給与条例により支給する手当等

手当等の名称	手 当 の 内 容
給 料 月 額	給料月額は、給料表別の級・号給により決定
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外の時間に勤務を命じられて勤務した職員に支給
管 理 職 手 当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員に対して支給
住 居 手 当	借家・借間又は自宅に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって、配偶者が借家・借間に居住する一定の職員に支給
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関や自動車等を利用している一定の職員に支給
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校の教育職員のうち、定時制教育又は通信教育に従事する教育職員に対し、その職務の複雑・困難性等を考慮して、支給
宿 日 直 手 当	休日又は勤務時間外に、宿舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の

	収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に支給
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、通勤距離等を考慮して通勤が困難と認められる場合に支給
地域手当	当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給
期末手当	民間における賞与等の特別給に見合う手当として支給される手当。6月1日と12月1日を基準とし、それぞれの基準日において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（管理・監督の地位にある職員の一部にあつては、その職責に応じ給料月額に一定の割合を乗じて得た加算額）に一定の割合を乗じて得た額に、それぞれの基準日前6か月以内の期間におけるその職員の在職期間の区分に応じて一定の割合を乗じて得た額が支給
勤勉手当	民間における賞与に類似したものであり、一定期間における職員の勤務成績に対する報償的意図をもつ手当。6月1日と12月1日を基準とし、それぞれの基準日において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（管理・監督の地位にある職員の一部にあつては、その職責に応じ給料月額に一定の割合を乗じて得た加算額）に、それぞれの職員の勤務期間に応じて定められた割合に成績に応じて定められた割合を乗じて得た額が支給

(2) 「特勤条例」より支給する手当

手当等の名称	支給対象業務	
教育特殊業務手当	特別支援学校に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導他	
教育業務連絡指導手当	下表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等の業務	
	小学校	教務主任、学年主任、保健体育主事又は人権教育主任
	中学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事又は人権教育主任
	高等学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主任、学科主任又は農場長
	特別支援学校	教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主任、学科主任又は寮務主任

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例により支給する手当

手当等の名称	手当の内容
教職調整額	義務教育諸学校等（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の教育職員のうち、職務の級が1級又は2級の者に対して支給

(4) 「知事等給与条例」による支給減額措置

特例給料	平成17年4月より減額措置を行っており、平成18年度は給料の4パーセント（若手職員3パーセント）を減額
------	---

2 平成18年4月の給料表の改正とそれに対応した経過措置

(1) 給料表の改正の趣旨と経過措置の導入

民間賃金の地域差を公務員給与に反映すること及び年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給料構造への転換を目的に、平成18年度から給料月額的大幅な改正を行った。

(2) 経過措置の中身

経過措置は、平成18年3月31日時点で支給している給料月額を保障するための措置である。

具体的には、次のアとイを比較して平成18年4月以降高いほうの給料月額を支給する。

ア 平成18年3月31日時点の給料表による給料月額（以下「旧給料月額」という。）

イ 平成18年4月1日時点の給料表による給料月額（以下「新給料月額」という。）

3 例月給与及び期末・勤勉手当支給までの事務手続

(1) 例月給与支給までの事務手続

例月給与支給までの事務手続は、県教育委員会の各所属（県立学校を含む。以下同じ。）及び市町村立学校が諸手当等申請書類を作成し、県教育委員会の各所属長及び市町村立学校長が承認を行い、県教育委員会事務局教育総務課に提出する。県教育委員会事務局教育総務課は、給与データ入力委託先である財団法人鳥取県情報センターへ入力資料を提出する。県教育委員会の各所属及び市町村立学校は、財団法人鳥取県情報センターが出力印刷した支給明細書と保管している入力原票を照合する点検作業を行う。

(2) 期末・勤勉手当支給までの事務手続

県教育委員会の各所属における期末・勤勉手当支給までの事務手続は、県教育委員会の各所属長が各職員の勤務成績を評価し、その内申を県教育委員会事務局教育総務課（高校については県高等学校課、特別支援学校については県特別支援教育室）が取りまとめている。

次長級の職員（以下「特定幹部職員」という。）は、教育長が決裁を行う。特定幹部職員以外の職員は、教育長が必要に応じて教育次長、次長及び県教育委員会事務局本庁の各所属長の意見を聞き取り最終決裁を行う。

市町村立学校については、各校長が各職員の勤務成績を評価し、各市町村教育委員会教育長が調整した内申を、県小中学校課が取りまとめ、県教育委員会教育長が最終決裁を行う。

第3 給与事務の監査

1 検証対象者の選定方法

教育委員会事務局及び県内公立学校から平均的に選定することに留意した。検証対象者は、教育委員会事務局8名、高等学校8名、特別支援学校6名、中学校6名、小学校6名の合計34名に対して検証を行った。選定者の所属・職種等は、次のような結果となった。

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の趣旨に従い、ここでは職名の記載を省略している。

検証者番号	区	分	職	種	管理職・ 非管理職別
1	教育委員会事務局		行	政	職 管理職
2	教育委員会事務局		行	政	職 非管理職
3	教育委員会事務局		教	育	職 管理職
4	教育委員会事務局		教	育	職 管理職
5	教育委員会事務局		教	育	職 非管理職
6	教育委員会事務局		行	政	職 非管理職
7	教育委員会事務局		教	育	職 非管理職
8	教育委員会事務局		行	政	職 管理職
9	高等学	校	行	政	職 管理職
10	高等学	校	教	育	職 管理職
11	高等学	校	教	育	職 非管理職
12	高等学	校	教	育	職 管理職
13	高等学	校	行	政	職 非管理職
14	高等学	校	教	育	職 非管理職
15	高等学	校	行	政	職 管理職

16	高等学校	行政職	非管理職
17	特別支援学校	教育職	管理職
18	特別支援学校	行政職	非管理職
19	特別支援学校	教育職	非管理職
20	特別支援学校	教育職	非管理職
21	特別支援学校	教育職	管理職
22	特別支援学校	行政職	非管理職
23	中学校	行政職	非管理職
24	中学校	教育職	管理職
25	中学校	教育職	非管理職
26	中学校	行政職	非管理職
27	中学校	教育職	非管理職
28	中学校	教育職	管理職
29	小学校	行政職	非管理職
30	小学校	教育職	非管理職
31	小学校	教育職	管理職
32	小学校	教育職	管理職
33	小学校	行政職	非管理職
34	小学校	教育職	非管理職

2 検証手続

(1) 検証対象（平成18年度12月支給の例月給与と同年の12月期期末・勤勉手当）

選定した34名に対して、各人の平成18年度12月分例月給与の給与明細書及び平成18年度12月期期末・勤勉手当の給与明細書を入手して支給額の内容を検証した。

平成18年度12月支給の例月給与を対象としたのは、同月に支給した12月期期末・勤勉手当との整合性を確認するのに合理的と判断したためである。

なお、今回は給与支給額の監査を主眼としたので、いわゆる給与控除項目である所得税、住民税、共済費負担金等についての検証は実施しなかった。

(2) 検証に用いた資料と検証手続

ア 平成18年度12月の給与明細書・・・選定した対象者の給与明細である。

イ 給与原簿最新リスト・・・給与の基礎情報である。いわゆる給与マスターに当たる。

ウ 教育委員会が作成した監査用給与支給チェック表・・・今回の監査資料として用意された資料

上記の資料の内容を条例等と照らし合わせ、さらに教育総務課の給与担当者に対して質問を行うことにより例月給与及び期末・勤勉手当を正確に計算し支給しているかの検証を行った。

3 検証結果に基づく指摘事項

検証手続の中で、支給誤りのあった以下の5点について指摘する。

(1) 指摘事項その1

項目	説明
支給誤り事項	平成18年度12月期の勤勉手当の成績率の適用誤り
誤りの内容	勤勉手当の成績率が80パーセントであるのに71パーセントとしていた。その結果、勤勉手当額を44,672円過少に支給していた。
誤りの原因	勤勉成績率の入力通知書の日付欄の記載誤りの点検漏れ
誤りの対応	勤勉手当の過少支給額44,672円は平成18年12月の例月給与支給額に上乗せして支給した。

ア 期末・勤勉手当の成績率

県庁の職員のいわゆる賞与は、期末手当と勤勉手当から構成されている。期末・勤勉手当は、6月

と12月に支給する。期末・勤勉手当は、6月期であれば12月2日から6月1日まで、12月期の場合は6月2日から12月1日までの出勤実績と職務に対する貢献度を評価して決定している。

勤勉手当の成績率は、部長級及び次長級の特定幹部職員に対しては110パーセント、96パーセント、91パーセント、70パーセント、45パーセントの5段階を設定している。それ以外の職員に対する成績率は90パーセント、80パーセント、71パーセント、60パーセント、40パーセントの5段階を設定している。特定幹部職員の標準成績率91パーセント、それ以外の職員の標準成績率は71パーセントである。

イ 標準成績率のほとんどの職員に対する適用

教育委員会事務局のほとんどの職員に対しては標準成績率が適用されている。平成18年度12月期期末・勤勉手当支給時における標準成績率が適用されなかった職員数は33名。標準成績率より一段階上の成績率対象者は28名、一段階下の成績率適用者は5名であった。教育委員会事務局の平成18年度12月期期末・勤勉手当の支給対象者総数334名に対して標準成績率以外の適用者の割合は約10%であった。

ウ 勤勉成績率の決裁手続

教育委員会事務局における勤勉手当の勤勉成績率は、教育委員会事務局の各所属長の内申を教育総務課長が取りまとめ、特定幹部職員は教育長が最終決裁する。特定幹部職員以外の職員は、教育長が必要に応じ、教育次長、次長及び本庁の各所属長の意見を聞き取り最終決裁することになっている。

エ 勤勉成績率を期末・勤勉手当支給額に反映させる事務手続

教育長の決裁となった標準勤勉率適用以外の者に対する入力通知書を教育総務課の担当者が作成し財団法人鳥取県情報センターに入力委託をする。入力漏れ、入力データの正確性を点検後、教育委員会に所属する全職員の期末・勤勉手当支給明細が確定することになる。

オ 事務手続中の記載誤りの点検漏れ

正規の手続きにより勤勉成績率が決裁されていたのに適用誤りがあった。

指摘事項その1の者は、平成18年度6月期の期末・勤勉手当の勤勉成績率は標準成績率71%の適用であった。この者は、6月以降の勤務成績が優秀であると評価され、12月期期末・勤勉手当では一段階上位の80%の対象者となり、支給日前に所属長からその旨を口頭により伝達していた。

エで記載した事務手続の過程で、成績率の入力通知書の日付欄の記載誤りに気づかなかつたために期末・勤勉手当金額の計算誤りが発生してしまった。

誤りの原因は、12月支給期末・勤勉手当の成績率の入力通知書の日付記載が「平成18年6月」になっていた誤りに気づかず、その入力通知書をそのまま財団法人鳥取県情報センターに対して入力委託を行ってしまったためである。12月期期末・勤勉手当の入力通知書の日付欄が6月になっていた場合、その誤りに気づかず事務が進められると実際の適用成績率ではなく、自動的に標準成績率が適用されてしまうからである。

カ 意見

標準以外の成績率の者に対する成績率の入力事務を省略又は誤ると成績率が正しく勤勉手当に反映しないことになっている。標準以外の成績率の者に対する勤勉手当を間違いなく入力したかどうかは別途出力印刷するチェック表で点検しなければならないのに、その出力印刷したチェック表を見過ごしていたのである。

前述したように、教育委員会事務局における標準成績率以外の勤勉成績率適用者数は33名、点検対象者数としては少ない数である。標準成績率以外の者に対する支給データの点検は慎重かつ緊張感を持って行わなければならない。

(2) 指摘事項その2

項目	説明
支給誤り事項	通勤手当の支給漏れ
誤りの内容	通勤手当の支給対象者であるのに、平成18年4月から平成19年5月までの14か月間通勤手当の支給を行っていなかった。その期間の通勤手当額は30,800円である。

誤りの原因	支給しなかった経緯については下記に記載する。
誤りの対応	14か月分の通勤手当30,800円は、平成19年6月の月次給与支給時に一括支給した。

ア 通勤届の手続

教職員の居住地の変更、勤務地の変更等があった場合、速やかに「通勤届」と添付書類である「通勤経路地図」を教育総務課に提出することになっている。

本庁において、平成18年度は通勤届の電子申請システムが稼動していたので、本庁勤務者は出力印刷した通勤届に通勤経路図を添付して届け出ることになっている。

イ 支給漏れの原因

支給対象者は、平成18年度の人事異動により教育委員会事務局勤務となった。鳥取市内の教職員住宅から通勤することになったので、通勤届と通勤経路図を教育総務課に提出したが書類不備により受理が見送られた。その後、書類を整えて再提出したが教育総務課が紛失してしまい、通勤手当の支給がない状態が続いた。また支給対象者から支給がないことの報告がなく、14か月間も支給なしの状態が続いてしまった。

平成19年度になり教育総務課の新任担当者が電子申請システムのデータを点検した結果、通勤手当の支給がないことに気づいた。当該支給対象者に聞き取り調査を行った結果、支給対象者から申請書類は期限内に提出した旨の説明を受け、当時の教育総務課の担当者が書類を紛失していたことが判明した。

ウ 意見

(ア) 通勤届の網羅性の未点検について

教育総務課保管の通勤届綴りの中に、支給対象者からの通勤届と添付書類がなかったことは事実である。しかし真実は、ゴミとして処分したのか、他の書類と紛れたか不明である。

年度始めには多くの職員の異動がある。年度始めに業務が集中する中で職員の異動にも対応しなければならぬ。しかし、そのような繁忙時であるとはいえ書類を紛失してしまったことは誠に遺憾なことである。通勤届の網羅性の点検が行われていないことになる。

(イ) 通勤届の電子申請システムによる支給漏れの点検について

本庁の職員は、通勤届の電子申請をするようになっている。電子申請で新規登録すると当然ながら新規登録者データが出力される。仮に10人の新規登録があれば、教育総務課は10人分の通勤届が提出される態勢で臨まなければならない。通勤届の電子申請システムがあるのに支給漏れの点検に機能させなかったと考える。

(ウ) 支給対象者の責任について

支給対象者は、1年以上も通勤手当の支給がなかったことに気づけなかった。受給権があることは当然である。しかし支給がないことを黙っていたことは一面本人の責任でもある。報告すべき義務があったと考える。

(3) 指摘事項その3

項目	説明
支給誤り事項	地域手当の適用誤りによる過大支給
誤りの内容	異動により地域手当の支給対象者に該当しなくなったのに5か月間にわたり手当を支給し、その手当対応の期末・勤勉手当も過大支給していた。
誤りの原因	給与条例の理解不足による適用誤り
誤りの対応	過大支給額210,327円を判明後4か月間の給与から控除することにより回収した。

ア 地域手当の異動保障

わかりにくい手当のため簡潔に記す。地域手当の異動保障は、東京、大阪など鳥取県外事務所等勤務者に対して支給する手当であり、県外勤務期間及び県外勤務終了後県内勤務になった後も一定期間支給する手当である。ただし研修を目的とした県外勤務の場合は、その勤務中は付与されるが県内勤務に復帰した場合は支給しないことになっている。

異動保障は、平成18年4月から廃止となったが経過措置として平成18年度に限り支給していた。

イ 給与条例の理解不足による適用誤り

当該支給対象者は、平成17年度は研修派遣者として東京の文部科学省勤務し、平成18年度は異動により県内勤務になった。県外への研修派遣者が県内勤務になった場合、給与条例上地域手当（異動保障）の支給対象者でなくなるのに、そのことを知らずに5か月間支給し続けていた。また、平成18年4月から8月までの過大支給期間には平成18年6月期期末・勤勉手当支給も含まれていたため付与された地域手当に対応する期末・勤勉手当も過大支給となっていた。

なお過大支給額は、平成18年10月から平成19年1月の例月給与から控除することにより回収した。

ウ 意見

この手当は県外勤務者が対象であるため、該当者は少ない。給与条例の理解不足により支給対象者としてデータを登録したことが数か月に及ぶ過大支給につながった。

年度始めの異動が集中する時期こそ慎重に事務を執行しなければならない。そのような取扱があることを認識していないことは誠に遺憾なことである。

エ 支給誤り報告書の内容と意見

(ア) 支給誤りの報告書の内容

指摘事項その3の者の支給誤りによる報告書を教育総務課より入手し閲覧したところ、支給誤りが発覚した経緯は人事委員会事務局の指摘によるものだった。指摘事項その3の者と同様の誤りが、人事委員会事務局の指摘により他2件あった。返納方法は、他2件共に毎月分割返納にしている。

2件の内訳を、次の表にまとめている。

派遣時期	支給時期	誤支給額
平成14年度文科省派遣者	平成15年度	812,083円
平成15・16年度文科省派遣者	平成17年度	797,849円
	平成18年度	281,969円

(イ) 意見「支給誤りに関する報告文書や決裁伺い書がないことについて」

支給誤り、それが過大支給であれ過少支給であれ、誤りに対する報告書あるいは決裁願があつて当然のことであると考えます。

この地域手当の過大支給について報告書あるいは決裁願の提出を求めたところ、『調整手当、地域手当の誤支給について』と題した文書の提出があつた。その中には、誤支給の概要、原因、返納方法（案）等の記載があり、誤支給について調査検討したことは分かった。

しかし、この文書上には報告先、作成日、作成者の記載が一切なく、関係者間で協議する備忘録と推察させる形式のものであつた。

この支給誤り対象者は3名、その誤支給額も多額である。民間企業であれば、決裁願い又は始末書の提出が求められる事象である。支給誤りに関する報告文書や決裁伺い書を制度化する必要がある。

(4) 指摘事項その4

項目	説明
支給誤り事項	給料加算額の適用誤りによる過少支給
誤りの内容	給料表の月額に8,200円を加算すべきであるのに適用誤りにより500円少ない17,700円を加算していた。
誤りの原因	制度改正事項の理解不足
誤りの対応	給料月額、期末・勤勉手当及び管理職手当の過少支給額は平成19年2月の例月給与に上乗せして支給した。

ア 平成18年度は給料制度の大幅な改正があり、その経過措置の適用誤りがあつた

平成18年度の給料制度の改正については、すでに記している。その大筋は、平成18年度から給料等の減額を行うが、最低限旧給料月額は下回らないという経過措置があることである。

教育職3級の者で人事委員会規則に定めた者（大部分の者は学校所属の教頭）は、給料表で定めた給料月額に給料表の欄外に記載している額を加算することになっている。

指摘事項その4の者は、旧給料月額の欄外に記載している8,200円を給料月額に加算すべきであるのに、誤って新給料月額の欄外に記載している7,700円を加算していた。

イ 意見

今回は、県教育委員会職員名簿より部職の偏在がないように34名を選定し、その点検を行った。検証対象者中同様の誤りが指摘事項その4以外に3名あった。

年度始めの給与基礎データのコンピューター登録誤りは、その後に尾を引く。また、支給誤りの対応に係る工数を要してくる。誤りは余分な仕事を作ることにつながる。少ない人員で多くの業務を行わなければならないことは分かるが、少人数で執行可能な事務体制の構築を望むものである。

(5) 指摘事項その5

項目	説明
支給誤り事項	時間外勤務手当の支給誤り
誤りの内容	時間外勤務手当支給の対象者でないにもかかわらず支給していた。
誤りの原因	同一週以外の勤務日（休日）の振替は時間外勤務手当の支給の対象になるが、同一週内の勤務日（休日）の振替は時間外勤務手当の支給の対象にならないことを学校の事務職員が勘違いしていた。
誤りの対応	誤支給月の翌月の給与から控除することにより回収した。

ア 時間外勤務手当

時間外勤務手当の支給の根拠は、給与条例第13条から16条までによるものである。この規定は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に準じて定められている。

時間外勤務手当は、終業後の勤務や休日勤務を対象とするのが一般的であるが、この誤りの場合の時間外勤務手当は、週休日の振替に係る時間外勤務手当であった。具体的には、休日出勤した代休を同一週以外に振り替えたことにより、一週間の正規の勤務時間が40時間を超えた場合に支払うものである。そして、その超えた時間に対し25パーセント増しの時間外勤務手当が付くことになっている。

イ 時間外未勤務者への時間外勤務手当の支払い

この事象は、休日出勤に対する時間外勤務手当の支給であった。

支給対象者は、平成18年10月15日（日）に行われた学校行事のために休日出勤した。休日の学校行事であるため、教育長に対し「休業日の変更について（届出）」を提出し、翌16日（月）は休校としていた。

その学校で管理保管している出勤簿には、休日出勤と翌日の代休は正確に記録していたのであるが、錯誤により教育総務課に対し代休となった16日（月）に出勤したとする時間外勤務手当等通知書を提出してしまったものである。

なお、県の休日出勤に係る時間外勤務手当は日曜日から土曜日までの一週間の総勤務時間が40時間を超える場合に、超過時間対応額に対応した金額を支給することになっている。この事象では、日曜日に学校行事のため出勤し、実際は休校であった翌月曜日から金曜日まで通算6日間勤務したことになったため時間外勤務手当の対象となったものである。

時間外勤務手当等通知書を受け取った教育総務課は、その形式は点検するが内容までは点検しないため誤って支給してしまったものである。

なお、この学校の時間外勤務手当支給対象者4名全員に支給誤りが発生していたことを付け加えておく。

ウ 意見

この支給対象者は、その学校の事務長である。毎年開催される学校行事のために休日出勤することは、その者にとっては例外事項ではないはずである。この者を含む事務職員の全員がまとまって時間外勤務手当等通知書を提出していた。驚くべきことである。このことを指摘した際に学校側の回答は

「勘違いしていました。」であった。このような休日出勤の際の一週間の勤務時間数の計算方法は分かりにくいのであるが、ベテランの事務長及び事務次長が回答する言葉ではないと思う。ましてや、翌日は休校であったのであるから。

第4 平成18年度の給料表の改正の実際の給料月額への影響

1 給料表の改正の給料月額への影響

平成18年度の給料表の改正は、実際の給料月額には影響を与えていなかった。

検証対象者について、平成18年4月から実際に支給した給料月額(A)と新給料月額(B)を以下の表で対比した。

検証者 番号	区 分	平成18年4月から実際 に支給した給料月額	新給料月額	(C) = (B) - (A)
		(A)	(B)	差 額
1	教育委員会事務局	449,600円	419,500円	30,100円
2	教育委員会事務局	276,800円	275,800円	1,000円
3	教育委員会事務局	461,500円	431,300円	30,200円
4	教育委員会事務局	484,300円	454,400円	29,900円
5	教育委員会事務局	417,000円	395,500円	21,500円
6	教育委員会事務局	312,200円	301,300円	10,900円
7	教育委員会事務局	242,000円	242,000円	0円
8	教育委員会事務局	446,000円	415,500円	30,500円
9	高等学校	453,200円	441,600円	11,600円
10	高等学校	533,300円	496,000円	37,300円
11	高等学校	388,200円	375,200円	13,000円
12	高等学校	511,100円	477,400円	33,700円
13	高等学校	334,900円	321,000円	13,900円
14	高等学校	388,200円	370,100円	18,100円
15	高等学校	472,400円	441,600円	30,800円
16	高等学校	327,500円	312,900円	14,600円
17	特別支援学校	528,900円	491,900円	37,000円
18	特別支援学校	373,500円	357,600円	15,900円
19	特別支援学校	433,900円	408,800円	25,100円
20	特別支援学校	428,700円	406,800円	21,900円
21	特別支援学校	468,800円	445,900円	22,900円
22	特別支援学校	425,700円	398,500円	27,200円
23	中学校	394,900円	373,400円	21,500円
24	中学校	497,900円	466,600円	31,300円
25	中学校	294,000円	294,000円	0円
26	中学校	320,100円	309,800円	10,300円
27	中学校	376,900円	364,700円	12,200円
28	中学校	460,800円	434,200円	26,600円
29	小学校	276,800円	273,900円	2,900円
30	小学校	331,000円	325,900円	5,100円
31	小学校	460,800円	432,500円	28,300円
32	小学校	494,000円	460,300円	33,700円
33	小学校	425,700円	400,600円	25,100円

34	小 学 校	408,500円	386,500円	22,000円
	合 計	13,899,100円	13,203,000円	696,100円

特例給料4パーセントを減額する前の金額

上表により検証対象者34名の平成18年度の給与(A)は、平成18年度の給料月額の改正により給料月額(B)が下がっているにもかかわらず減額となっていないことが分かる。これは、既に述べた経過措置の適用により旧給料月額を下回ることがないためである。

2 検証対象者への経過措置の適用

検証対象者が、平成19年度も引き続き経過措置を適用しているかを確認するために、検証対象者34名のうち3名(次の表で「その1」、「その2」、「その3」と表記した。)を選定した。この3名について、確認した結果を次の表にまとめた。

摘 要	確認対象者		
	その1	その2	その3
旧給料月額(現給保障額)	449,600円	472,400円	373,500円
その者に対する平成19年4月の級・号 給に対応する新給料月額	421,400円	443,400円	362,900円

選定した3名の平成19年4月分給料月額を調査した結果、経過措置による現給保障額を維持していることが確認できた。

経過措置の現給保障により給料月額の削減効果は、この3名に対しては平成18年度及び平成19年度では出ていないことが分かる。県は、経過措置による給与削減効果が大きく実現するのは4年ないし5年後以降と考えている。経過措置による削減効果が表れるまでには時の経過を待たねばならない。

第5 平成18年度末の給与返納未返還金

1 給与返納未返還金の内容

平成18年度末の給与返納未返還金は1件333,305円、対象者は学校の教員である。返還対象となった理由は、この者に対する過去4年間にわたる扶養手当の過大支給である。平成18年度に過大支給であることが判明し、その者に対して継続して返還請求を行っている。その者は返納予定であった平成19年12月に返納している。

2 意見

すでに給与事務の点検結果において支給誤りが多いことを指摘している。支給誤りによる修正支給又は返納がその年度内に行われればこのような事象は発生しない。

このような事象が発生しないよう正確に事務を執行すべきである。

第6 この章における総括意見

給与計算事務の正確性について監査を行った。監査する前に、監査事務局の代表監査委員に「問題点を洗い出すだけでなく、白いものを白いと言うのも監査です。」と申し上げた。給与計算事務では誤りが無いであろうが、一応確認する意味で臨んだのである。

しかし、34名の平成18年12月例月給与及び期末・勤勉手当について監査を行った結果、支給誤りの多さに驚いてしまった。

危機的な財政状態に対応して平成13年度以降毎年度のように給与制度を改正している。県職員の大幅異動の時期である4月に改定した給与制度が施行される。人の異動と制度の変更が重なる4月に事務が集中することは理解できる。しかし、それゆえに誤りが許されるものではない。

県職員に対するものであるから、誤りはその後の修正でカバーできるという気持ちで事務に臨んでいるとは思わないが、そのような気持ちになるような事務態勢であることは感じた。教育総務課には4名の給与担当者がある。この4名で6千人を超える教育委員会職員の給与事務を統括しているからである。教育総務課の給与担当者が少ないがゆえに十分な点検が行われていないことを他の職員が感じているのではな

いかということをして危くしている。

智恵を出すことにより、少ない人員で正確に事務を執行できる体制にすべきである。

第6章 退職手当の監査

第1 平成15年度から18年度までの教育委員会の退職手当の支給実績

平成15年度から18年度までの教育委員会に所属した一般職員の退職者数と支給退職手当額を次の表に示した。

金額単位：千円

項目	15年度	16年度	17年度	18年度	4年間合計
退職者数	157名	180名	127名	151名	615名
支給退職手当	3,890,750	4,249,074	2,958,349	3,336,624	14,434,797
一人当たり平均支給額	24,782	23,606	23,294	22,097	23,471

この4年間で教育部門に所属する職員で退職した者は合計615名であった。平成18年4月1日現在の教育部門の総職員数は6,319名であるから4年間で約1割の職員が退職していることになる。

退職手当は、退職に伴う一時金の性格上一人当たりの支給額が多額になる。この4年間の退職手当の総額は144億円を超え、一人当たり平均退職手当額は2,347万円となっている。

第2 平成18年度の退職事由別退職者数と支給退職手当金額

金額単位：千円

退職事由	退職者数	支給退職手当金額	平均支給額	備考
定年退職	64名	1,806,825	28,232	満60歳到達年度の3月末退職
早期退職	38名	1,016,546	26,751	一定の条件による退職で本人が希望し、承認されたものであり加算がある。
自己都合退職	46名	448,260	9,745	通常の自己都合退職である。
死亡退職	3名	64,992	21,664	死亡による退職である。
合計	151名	3,336,624	22,097	

退職事由は、定年退職が一番多く全退職者の42パーセントを占め、定年まで長く勤務した結果受取る退職手当額は平均2,823万円となっている。早期退職は、後述するが所定の加算額があるため平均退職手当額は2,675万円となっている。

第3 鳥取県の退職手当制度の概要

鳥取県は、平成18年度に退職手当制度を改正し平成18年度の退職者から適用している。以下で平成17年度の退職手当制度を概説した後に平成18年度の同制度を解説する。

1 平成17年度までの退職手当制度（以下「旧制度」という。）における退職手当額の計算方法

平成17年度までの退職手当額の計算はシンプルであり、以下の算式により計算し支給していた。

$$\text{退職手当} = \text{退職時の給料月額} \times \text{退職事由別に定められた勤続年数の支給率}$$

平成17年度までは、在職中の役職等に関係なく、勤続年数等により一律に退職手当額を算定する方法であった。

2 平成18年度の退職手当制度の改正（以下「新制度」という。）

県は平成18年度に退職手当制度を大きく改正した。この改正は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の改正に対応したものである。

国の改正には次の3つの背景がある。

- (1) 年功を過度に重視した制度の是正や在職期間長期化への対応
- (2) 昇給カーブのフラット化や俸給表水準の引下げ

(3) 民間企業における退職金制度が貢献度重視型に移行しつつある

3 退職手当制度の平成18年度改正の概要

(1) 退職手当への調整額の付加

旧制度の算定方法に係る部分(「基本額」という。)に加えて、在職中の職責等に応じて差を設ける部分(「調整額」という。)を設けた。

これを算式で表すと

$$\begin{aligned} < \text{旧制度} > \quad \boxed{\text{退職手当}} &= \boxed{\text{退職時の給料月額}} \times \boxed{\text{支給率}} \\ < \text{新制度} > \quad \boxed{\text{退職手当}} &= \underbrace{\boxed{\text{退職時の給料月額}} \times \boxed{\text{支給率}}}_{\boxed{\text{基本額}}} + \boxed{\text{調整額}} \end{aligned}$$

(2) 支給率の改正

退職事由別に定められている勤続年数に応じた支給率を改正した。この改正は、国家公務員に適用される支給率が改正されたことに伴うものである。

(3) 計算上の勤続期間の延長

育児休業期間に対応した除算期間を短縮することにより、平成4年4月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)適用の育児休業期間のうち、子の1歳の誕生日の属する月までの期間については、退職手当算定上の勤続期間からその3分の1を除算することにした。

改正前は、育児休業の全期間の2分の1を除算していたので、この改正により退職手当算定上の勤続期間が延びたことになる。

(4) 経過措置

改正に伴う経過措置を設けており、この経過措置については次項で解説する。

4 平成18年度改正により設けられた経過措置

平成18年度から完全に新制度に移行すると、総じて退職者が受け取る退職手当額が減少することになる。そのため退職者が不利益を被ることのないように講じた激変緩和措置である。

(1) 経過措置における新制度・旧制度・制度維持による退職手当額の比較

ア 経過措置は、次の3つの退職手当額を計算することから始まる。

【A】 新制度に基づき算定された退職手当額(これを「新制度退職手当額」という。)

【B】 旧制度に基づき平成18年3月31日に退職したとして算定された退職手当額(これを「旧制度退職手当額」という。)

【C】 退職日まで旧制度が維持されたと仮定した場合の退職手当額(これを「制度維持退職手当額」という。)

イ 退職手当額決定手順

手順1 【A】と【B】を比較し【A】が【B】より低ければ【B】に決定される。

手順2 【A】が【B】より高ければ、【A】と【C】を比較し、【A】が【C】より低ければ【A】に決定するが、【A】が【C】より高ければ【A】から一定の控除額を差引いた額に決定される。

複雑な手順であるが、退職者が不利益を蒙ることのない配慮がなされている。

(2) 退職時の給料月額

ア 新制度退職手当額の計算基礎となる給料月額は、特例措置による減額の適用はない

平成18年4月からの給料表改定による現給保障措置(給料表改定により従前より減額になってもそれ以前の給料表を適用する措置)を受けている場合でも、当該現給保障された給料月額ではなく、実際に発令されている給料表の級号給に基づく給料月額(給料カット前)により基本額を算定している。

平成18年4月は給与の削減のための特例措置があるため、実際の給料月額は給料表の金額より少なくなっているのであるが、退職手当の計算上は減額なしの給料表の月額を適用することになっている。

イ 旧制度退職手当額の計算基礎となる給料月額は平成18年3月31日時点の給料である

平成18年4月実施の退職手当制度改正でいう旧制度退職手当額は、平成17年度の年度末日に当る平成18年3月31日に退職したと仮定した計算によることになっている。そのため旧制度退職手当額の計算基礎となる給料月額、新制度退職手当額の計算基礎となる給料月額より高くなっている。

(3) 勤続期間

- ア 勤続期間は、鳥取県職員になってから退職するまでの在職期間をいう。在職期間に1年未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- イ 国家公務員等から引き続いて鳥取県職員になったときは、国家公務員等であった期間も含めて勤続期間とすることがある。
- ウ 在職期間中に休職、停職、育児休業があった場合にはその期間の2分の1（平成4年4月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律適用の育児休業期間のうち子が1歳に達した日の属する月までは3分の1、組合専従休職は全期間）を除算した期間が、基本額計算上の勤続期間となる。

(4) 支給率

- ア 支給率は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第5号）に退職事由と勤続年数に応じて定められている。退職事由には自己都合、公務外傷病、勲奨、定年、通勤傷病、公務外死亡、早期、移転、整理、公務傷病・公務死亡等があり、支給率は勤務年数に応じて定められ最低は自己都合退職者の勤続1年の0.6であり、最高は59.28である。
- イ 国家公務員退職手当法の改正に伴い、県は平成18年4月に職員の退職手当に関する条例の支給率を改正した。特に勤続10年から25年までの支給率が上昇している。これは、中期勤続退職者の支給率を引き上げることにより支給率カーブのフラット化を図ったためである。
- ウ 参考までに新旧の支給率表の一部を以下に示した。

勤続 年数	自己都合		公務外傷病		勲奨・定年・通勤傷病・ 公務外死亡		早 期	
	H18.4以 降	(H18.3.31 時点)	H18.4以 降	(H18.3.31 時点)	H18.4以 降	(H18.3.31 時点)	H18.4以 降	(H18.3.31 時点)
10	6.00	(7.50)	10.00	(10.00)	10.00	(10.00)		
20	23.50	(21.00)	24.44	(21.84)	30.55	(27.30)	30.55	(27.30)
30	41.50	(41.25)	43.16	(42.90)	50.70	(51.48)	50.70	(51.48)
35	47.50	(47.50)	49.40	(49.40)	59.28	(59.28)	59.28	(59.28)
40	53.50	(53.75)	53.50	(53.75)	59.28	(59.28)	59.28	(59.28)
45	59.28	(59.28)	59.28	(59.28)	59.28	(59.28)	59.28	(59.28)

(5) 調整額

従来の制度（旧制度）では、在職中の役職等に関係なく、勤続年数等により一律に退職手当額を算定する方法だったが、改正後の制度（新制度）では、旧制度の算定方法に係る部分（＝基本額）に加えて、在職中の職務、職責等に応じた調整部分（＝調整額）を設けた。

調整額は、在職中に職員が受けていた給料表、職務の級等に応じ、職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月31日鳥取県規則第31号）別表（以下「調整額表」という。）により決定する。算定方法は、勤続期間における各月（平成8年4月以降の各月に限る。）を、調整額表により1号から8号までの区分に分類し、各月の区分に係る調整月額のうち、額の多いものから60か月分を合計した額になる。

例えば退職した教員が、平成8年度以降退職時まで大規模の中学校の校長職に60か月以上あった場合、調整額表の第3号の調整月額41,700円が適用される。調整額は、この調整月額に60か月を乗じた2,502,000円になる。

(6) 早期退職者制度

ア 趣旨

鳥取県では平成15年度から早期退職者制度を導入している。早期退職者制度の趣旨は、職員の退職

手当に関する条例に記載していないが、その趣旨は人事の新陳代謝化、転職の容易化、人件費の抑制化につながるためである。

イ 早期退職の要件

早期退職は、次の要件を満たした場合に承認される。

- (ア) その者の非違による退職でないこと。
- (イ) 退職日における勤続年数が20年以上であること。
- (ウ) 退職日における年齢が45歳以上60歳（医師は65歳）未満であること。
- (エ) 退職日の前年の4月1日から7月31日までに退職の申し出を行うこと。
- (オ) 原則として退職日が、申し出の翌年の3月31日であり、かつ定年に達する日前であること。

ウ 早期退職者の退職手当算定の加算額

(ア) 基本額の計算方法

勤続年数25年以上、退職時満年齢50歳以上の早期退職者の基本額の計算は、退職時の給料月額に定年年齢と退職の日のその者の満年齢との差年数に応じた加算割合を乗じて計算される。

以下の算式になる。

$$\boxed{\text{早期退職者基本額}} = \boxed{\text{退職時の給料月額}} \times \boxed{\text{加算割合}} \times \boxed{\text{早期退職の支給率}}$$

(イ) 加算割合は次の表のとおりとなっている

定年年齢と退職の日の その者の満年齢との差	加算割合	定年年齢と退職の日の その者の満年齢との差	加算割合
1年	102/100	6年	112/100
2年	104/100	7年	114/100
3年	106/100	8年	116/100
4年	108/100	9年	118/100
5年	110/100	10～15年	120/100

例えば、退職時の年齢が50歳の場合、20パーセント増しの退職手当基本額になる。

第4 平成18年度退職手当額の検証

1 検証対象者の選定方法

(1) 検証対象者の人数

平成18年度の退職者数は151名であった。その1割に相当する15名を選定することにした。

(2) 平成18年度の退職事由別退職者数と検証対象者数の割当て

全退職者の1割を検証対象者としたので、退職事由別にその数の1割を対象者とした。その結果、次の表のように退職事由別の検証対象者数を割り当てた。

退職事由	退職者数	検証対象者数
定年退職	64名	6名
早期退職	38名	4名
自己都合退職	46名	4名
死亡退職	3名	1名
合計	151名	15名

(3) 選定方法

退職事由別に連番を付し、各退職事由別に乱数表を使って抽出した。

2 検証対象者情報

鳥取県情報公開条例の趣旨に従い、ここでは退職年月日と退職事由の記載を省略した。退職者番号は、この章における以降の退職者番号と対応させている。

退職者 番号	退職時職名	退職時 給料月額	勤続 期間	退職手当額

1	教諭	426,920円	30	18,856,130円
2	校長	467,500円	35	24,107,250円
3	教諭	286,208円	5	868,920円
4	教諭	441,792円	26	16,558,699円
5	教諭	445,224円	36	28,692,468円
6	教諭	425,880円	26	21,712,812円
7	学校栄養職員	403,700円	37	26,892,253円
8	教諭	431,496円	36	30,041,335円
9	養護教諭	443,768円	36	30,614,999円
10	校長	460,300円	37	29,284,320円
11	校長	463,900円	38	29,701,592円
12	校長	463,900円	38	29,515,512円
13	校長	467,500円	37	30,115,400円
14	教頭	451,500円	38	28,733,016円
15	教頭	476,400円	35	29,500,692円
退職手当額合計				375,195,398円

件数ベースで約10パーセント、退職手当総額ベースで約11パーセントを検証対象としたことになる。

3 検証手続

(1) 退職者別に新制度と旧制度の退職手当額の計算

新制度と旧制度の退職手当額を計算するために、退職者別に新制度と旧制度の退職手当額を計算し比較する計算表を作成した。その際県から提出のあった以下の情報を参考に算定した。

- ア 新・旧の退職手当の算出基礎となる給料月額
- イ 退職手当算定上の勤続年数
- ウ 適用される支給率
- エ 早期退職者加算割合計算
- オ 新制度における調整額（旧制度では不要である。）

(2) 県から提出された退職手当の計算資料

県からは以下の資料の提出があった。

- ア 退職手当金額計算書
- イ 退職者の履歴書
- ウ 調整額計算資料
- エ その他

(3) 退職手当額が確定する過程のまとめ

支給する退職手当の金額は、第一次段階で新制度退職手当額と旧制度退職手当額を算定し、旧制度退職手当額が多ければそれによる。そうでなければ制度維持退職手当額を算定し、所要の調整を加えて最終的な退職手当額を決定することになっている。

次の表は、そのプロセスを一表にまとめたものである。表中の下線が引かれた数字が支給した退職手当額になっている。

金額単位：千円

退職者番号	退職時職名	【A】新制度による退職手当額			【B】旧制度による退職手当額	【A】と【B】の比較判定	【C】旧制度維持退職手当額	【A】と【C】の比較による調整			
		基本額	調整額	合計額				比較判定	経過措置減額調整額	調整後退職手当	
						【A】が高いため経		【A】が低いた			

1	教諭	17,717	1,139	18,856	18,223	過措置【C】の計算	18,910	め【A】に決定		
2	校長	22,206	2,001	24,207	23,028	【A】が高いため経過措置【C】の計算	23,650	【A】が高いため減額調整	100	24,107
3	教諭	859	0	859	869	【B】が高いため旧制度【B】に確定				
4	教諭	15,507	1,052	16,559	16,041	【A】が高いため経過措置【C】の計算	16,754	【A】が低いため【A】に決定		
5	教諭	26,393	1,251	27,644	28,692	【B】が高いため旧制度【B】に確定				
6	教諭	20,612	1,031	21,643	21,713	【B】が高いため旧制度【B】に確定				
7	学校栄養職員	24,410	1,500	25,910	26,892	【B】が高いため旧制度【B】に確定				
8	教諭	26,091	1,251	27,342	30,041	【B】が高いため旧制度【B】に確定				
9	養護教諭	27,885	1,251	29,136	30,615	【B】が高いため旧制度【B】に確定				
10	校長	27,287	1,851	29,138	29,284	【B】が高いため旧制度【B】に確定				
11	校長	27,500	2,302	29,802	29,516	【A】が高いため経過措置【C】の計算	29,516	【A】が高いため減額調整	100	29,702
12	校長	27,500	2,001	29,501	29,516	【B】が高いため旧制度【B】に確定				
13	校長	27,713	2,502	30,215	29,747	【A】が高いため経過措置【C】の計算	29,747	【A】が高いため減額調整	100	30,115
14	教頭	26,765	1,500	28,265	28,733	【B】が高いため旧制度【B】に確定				
15	教頭	28,241	1,251	29,492	29,501	【B】が高いため旧制度【B】に確定				

このように複雑な過程を経て退職手当額を計算しているのである。

新制度による退職手当額【A】と旧制度による平成18年3月31日現在の退職手当額【B】を計算し、旧制度による退職手当額【B】が高ければそれに決定する。しかし、新制度による退職手当額【A】が【B】より高ければ、実際の退職日現在における旧制度適用の退職手当額【C】を計算し、改めて新制度による退職手当額【A】と【C】とを比較する。【A】が低ければ【A】の額で確定するが、【A】が高ければ【A】から所定の計算方法によった控除額を差引いた金額に決定される。

4 検証結果による意見

制度改正に合わせて条例等に従い正しく計算されていることは確認できた。しかし、以下の問題点を指摘しておく。

(1) 意見「新制度導入に伴う経過措置について」

基本的には新制度による退職手当額と旧制度の退職手当額を比較するのであるが、一般的に高い退職手当額となる旧制度優先の制度になっている。

新制度を導入したのであるなら導入年度をもって新制度を完全適用しなければならないと考える。前記した「退職手当額が確定する過程のまとめ」を見るとストレートに新制度が適用されたのは15名のうち2名である。また、新制度退職手当額が旧制度退職手当額に比べ高い場合に、新制度退職手当額から所定の計算方法によった金額を控除する3年間の経過措置を設けていることも旧制度に引きずられた新制

度であることの現れである。

これでは、なんのために新制度を導入したのかと思わざるを得ない。

(2) 意見「新制度の施行日からの完全適用について」

県財政の歳入財源である諸税金は、諸税法に基づいて国民及び法人が申告納税するものである。税法は毎年改正され、改正事項の適用時期からいっせいに施行となる。平成9年4月1日から消費税率が3パーセントから5パーセント(うち1パーセントは地方消費税。)に上昇した。平成9年4月1日前に契約した取引については旧消費税率が存続する経過措置はあったが、新規取引からは消費税率5パーセントが全面適用になっている。県の退職手当制度も施行日をもって経過措置なしの新制度が適用されるべきである。

今回の県の退職手当制度の改正は国家公務員退職手当法の一部改正に対応したものである。県職員の給料月額が引下げになっているため退職手当の基本額は減少しているが、国家公務員退職手当法の一部改正に対応して在職時の貢献度を反映した調整額の導入、中期勤続退職者の支給率の引き上げによるプラス部分もあるのである。

制度改正時の損得は付き物であるが、合理的と判断した新制度は自信をもって施行日をもって完全適用すべきである。

(3) 意見「新制度になっても計算基礎となる給料月額は旧制度が適用されていることについて」

平成18年度の多くの退職者は平成19年3月31日をもって退職しているが、旧制度適用による退職手当額計算における退職手当算出基礎となる給料月額は、一般的に退職時の給料月額より高い平成18年3月の給料月額になっている。検証対象者番号10番の定年退職者の退職日は平成19年3月31日である。この者の新制度による退職手当の算出基礎となる給料月額は460,300円である。一方、旧制度による退職手当の算出基礎となる給料月額は平成18年3月の給料月額である494,000円であった。また、旧制度適用における支給率は36年勤続の59.28であり、新制度適用における勤続年数は実際の勤続年数の37年であり支給率は同じ59.28である。適用される勤続年数に1年の違いはあるが支給率は同じであるから、必然旧制度の方が高くなるのである。

新制度と表現しながら、内容は旧制度を引きずっている。過去があるから現在があり、未来もあることは自明の理である。しかし、地方分権化により地方自治体の自立性が要求されるのであるから、県独自の抜本的かつ県の身の丈にあった退職手当制度を作成することを望んでいる。

(4) 意見「在職時の貢献度を退職手当に反映させることについて」

新制度では、基本額に加えて在職中の職務、職責等に応じて差を設ける部分として調整額を設けた。一見合理的な措置を講じていると感じたが、検証対象者の中で校長を定年退職した退職者番号11番、12番及び13番の者で比較検討すると以下ようになる。

退職者番号	給料月額	支給率	調整額	調整額計算対象職務、職務年数及び適用する調整月額
11番	463,900円	59.28	2,301,600円	普通規模校校長2年。調整月額33,350円 大規模校校長3年。調整月額41,700円
12番	463,900円	59.28	2,001,000円	普通規模校校長5年。調整月額33,350円
13番	467,500円	59.28	2,502,000円	大規模校校長3年。調整月額41,700円 特大規模校校長2年。調整月額41,700円

新制度の退職手当は、退職時の給料月額に支給率を乗じた基本額に調整額を加算することになっている。調整額は、在職中に職員が受けていた給料表、職務の級等に応じ、調整額表により決定している。この計算方法により調整額を計算し、支給していることは確認できた。

12番と13番の者を比べると、給料月額で3,600円の差がありそれに同一の支給率59.28を乗じた退職手当基本額で213,408円の格差が生じている。基本額において差が発生しているのに、貢献度を勘案した職務・職責の違いによる調整月額で8,350円(41,700円 - 33,350円)の差を付けて、退職手当の調整額で60か月分(支給率と見れば60の支給率になる。)501,000円の差に増幅しているのである。

職員の退職手当に関する条例等の改正理由に、勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案し調整額を新設したとある。しかし、新制度移行により退職手当額が減額となることを、とりあえずこの調整額によってカバーしたと感じている。貢献度反映の制度づくりに着手したいが、準備期間不足であった。しかし、新制度を完全適用すると退職手当額が減少する。だから、勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する調整額を新設した。「貢献額」と表現せず「調整額」としたことに、新制度に対する自信のなさが現れている感じを受けた。

民間企業では在職中の貢献度を退職手当に反映させる制度の導入が進行中である。県は在職中の貢献度を勘案するのではなく、よりの確に反映できる独自の“新”退職手当制度を構築すべきである。

(5) 意見「勤続期間の見直しの必要性について」

ア 以下の意見の対象とした退職者に適用された勤続期間と正式任用からの勤続期間の状況

退職者番号	勤続期間の算定根拠			正式任用から勤続期間計算	
	在職期間始期	勤続期間 ()内は支給率	備考	正式任用	勤続期間 ()内は支給率
2	昭和47年2月1日公立学校教員に臨時的に任命	35年 (47.500)		昭和48年4月1日に公立学校教員に任命	34年 (46.300)
3	平成10年4月1日鳥取公立学校教員に任命	5年 (3.000)		平成10年4月1日公立学校教員に任命	5年 (3.000)
8	昭和45年8月21日公立学校教員に臨時的に任命	36年 (59.280)	育児休業期間あり	昭和48年4月1日に公立学校教員に任命	33年 (56.316)
11	昭和44年4月1日に他県の市公立学校教員に任命	38年 (59.280)		昭和44年4月1日に他県の市公立学校教員に任命	38年 (59.280)

(注) 支給率は、平成18年4月1日以降に適用されるものである。

イ 意見その1 「他県又は国立大学の教員職の勤務期間分も鳥取県が負担していることについて」

退職者番号2、8、11番の者は、勤続期間中に他県の教職又は国立大学への勤務期間が含まれている。他県又は国立大学に在職期間中があっても退職時に勤務する自治体が退職手当を負担する取決めになっているが、地方分権により地方自治が強く求められるようになるのであるから、そのような慣行を廃止し、他県又は国立大学の勤務期間に応じた退職手当額は負担してもらおう方向にもっていかなければならないと考える。

国や他の地方自治体に勤務していた期間の負担を求めることは、鳥取県が国や他の自治体に提案すべきである。

ウ 意見その2 「休職期間の除算制度の不合理性について」

休職期間は、その期間のすべてが勤続年数から除算されない。退職者番号3番の者は、平成10年4月1日に正式任用され平成18年度中途に自己都合退職している。在職期間は8年8か月である。その在職期間中に休職を2回通算5年6か月間取得している。実質の勤務期間は3年と2か月であるが、在職期間中の休職による除算期間は2年9か月となった。それにより退職手当計算上の勤続年数は5年となり高い支給率が適用される結果となった。長く勤務していると除算期間の圧縮制度の影響は少ないが、在職期間が短い者の場合このような納得がいかない結果が出てくるのである。

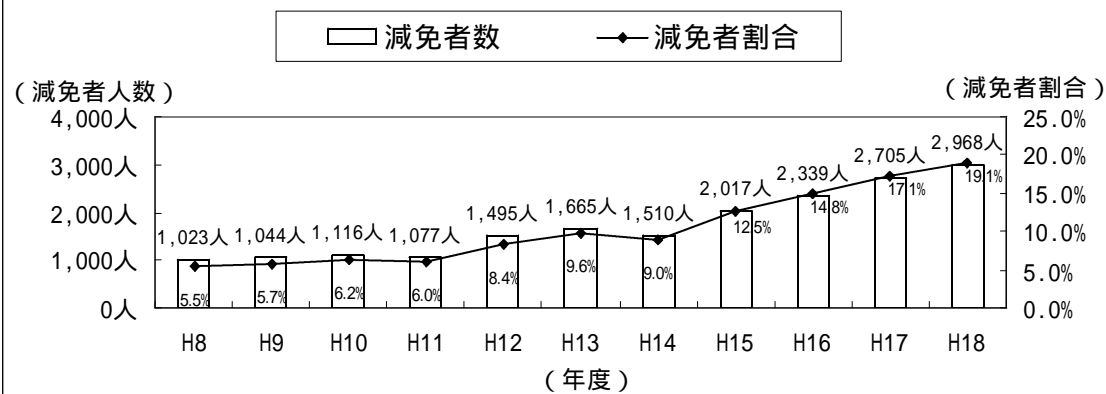
休職期間の除算制度は、在職期間に応じて除算割合を設定すべきである。

第7章 授業料減免の監査

第1 増加傾向にある授業料減免者数及び減免者の割合

1 平成8年度から平成18年度までの県立高等学校授業料減免者数及び減免者割合

授業料減免者の推移



授業料減免者が増加傾向にあること、また授業料免除の生徒の割合が全学生の19パーセントを超えていることに驚いている。

一般的に高校に通学する生徒の親は年齢が40歳代である。40歳代という働き盛りの者たちの2割近くが経済的に余裕のないあるいは困窮していることは教育委員会の固有の問題ではなく、鳥取県の経済状態及び雇用状況が悪化傾向にあることを表している。

2 平成18年度の公立高等学校授業料減免者数と減免金額の状況

(1) 減免者数の状況

全日制課程	在籍生徒数	14,611名
	減免者数	2,754名
	減免者割合	18.8パーセント
定時制課程	在籍生徒数	552名
	減免者数	167名
	減免者割合	30.3パーセント
通信制課程	受講生徒数	402名
	減免者数	47名
	減免者割合	11.7パーセント
合計	生徒数	15,565名
	減免者数	2,968名
	減免者割合	19.1パーセント

(2) 減免金額の状況と月額授業料

課程	区分	人数	金額	月額授業料
全日制	全免	1,242名	129,869千円	1年生は9,300円 2・3年生は9,000円
	半免	1,512名	83,134千円	
	計	2,754名	213,003千円	
定時制	全免	116名	3,488千円	1年生は2,600円 2・3年生は2,400円
	半免	51名	804千円	
	計	167名	4,292千円	
通信制	全免	27名	186千円	1単位[年額]当たり 1年生は290円 2・3年生は280円
	半免	20名	67千円	
	計	47名	253千円	
合計	全免	1,385名	133,543千円	
	半免	1,583名	84,005千円	

	計	2,968名	217,548千円
--	---	--------	-----------

(注) 全免・・・授業料を全額免除

半免・・・授業料を半額免除

3 平成18年度の授業料減免総額

平成18年度の県立高等学校の授業料減免額は総額2億1,755万円であった。同年度の全県立高等学校の収納すべき授業料調定総額(減免額を除く収納すべき金額)が15億1,548万円であるから金額ベースでは実に12.6パーセントの授業料を減免していることになる。

なお、参考までに県内の私立高等学校の平成18年度の授業料減免額は1億1,807万円であった。私立高等学校の減免基準は県立高等学校と同一である。

教育を受ける機会の縮小化を防止するために、生徒の家庭の経済的困難性を考慮して減免制度を施行している。我々は、減免制度が適正に執行されているかの監査を行うことにした。

第2 検証対象者の選定方法と合規性の検証

1 検証対象者の選定方法

平成16年度から平成18年度の間における学校別の減免者数を観察し、その中で減免者数が多い学校を重点に平成18年度の授業料全額減免者20名を無作為に選んだ。

2 授業料減免の対象となる事由と減免手続きについての概要

(1) 授業料減免の対象となる事由

教育委員会は、経済的な理由などにより、授業料の納付が困難な家庭につき、授業料の全額又は半額を免除する制度を設けている。

減免の対象となる事由は以下のものである。

ア 火災、風水害等の非常災害

イ 保護者が疾病、障害又は死亡

ウ 通学(定期代が1年間に85,000円以上)又は下宿等に要する費用の多額の負担

エ 生活保護を受けている世帯

オ 保護者が市町村民税非課税者又は均等割のみ課税されている世帯

カ 世帯全員の総所得が基準額に満たない世帯

キ その他家計が困窮し、授業料の納付が困難な世帯(多額の債務は除く)

これらの事由を適用するに当たり詳細な減免規則を設けている。

(2) 減免手続

授業料減免者は、まず生徒の保護者から申請書と必要な添付書類を各学校の事務部に提出する。添付書類は、所得証明書、その他減免基準を立証する書類である。必要と認めれば、保護者面談、家庭への実態調査訪問を行っている。

3 検証手続

選定した20名に対して各学校が保管している申請書と添付書類のコピーを入手し、さらに教育委員会事務局高等学校課の担当者に対して質問を行うことにより減免基準への適合性を判断した。

4 検証対象者の減免事由

授業料減免の検証対象者は以下の表に示す事由により減免していた。減免基準に従い適正に処理していると判断した。

検証対象者番号	通学高校の課程ほか	減免事由
1	全日制・普通科	両親共に住民税は非課税
2	全日制・商業科	両親共に住民税は非課税
3	全日制・情報処理科	両親共に住民税は非課税
4	全日制・機械科	両親共に住民税は非課税
5	全日制・食品システム科	両親共に住民税は非課税

6	全日制・総合学科	両親がない
7	全日制・普通科	親が失業中
8	全日制・普通科	両親共に住民税は非課税
9	全日制・園芸学科	両親共に住民税は非課税
10	全日制・生物生産科	両親共に住民税は非課税
11	全日制・機械システム科	両親がない
12	全日制・機械システム科	両親共に住民税は非課税
13	全日制・普通科	両親共に住民税は非課税
14	全日制・総合学科	両親共に住民税は非課税
15	全日制・会計ビジネス科	両親共に住民税は非課税
16	全日制・機械科	両親共に住民税は非課税
17	全日制・普通科	両親共に住民税は非課税
18	全日制・海洋科	両親共に住民税は非課税
19	全日制・海洋科	両親共に住民税は非課税
20	全日制・総合学科	両親共に住民税は非課税

(1) 検証対象者3名の状況

ア 検証対象者番号1の者は、両親共に住民税は非課税者である。

検証対象者番号1の者の授業料減免願書・市県民税（所得・課税）証明書を閲覧した。規則に基づき審査しているか検証した結果、減免を受ける理由の妥当性及び両親ともに非課税者と確認したため、授業料全額減免者に該当すると判断した。

イ 検証対象者番号6の者は、両親がいない（死亡の場合を除く。）生徒である。

検証対象者番号6の者の授業料減免願書及び児童養護施設に入所している在園証明書を閲覧し、規則に基づき審査しているか検証した結果、減免を受ける理由の妥当性及び両親共にないないことを確認したため、授業料全額減免者に該当すると判断した。

ウ 検証対象者番号7の者は、両親共に失業中である。

検証対象者番号7の者の授業料減免願書・市県民税（所得・課税）証明書及び雇用保険受給資格者証及び資格喪失証明書を閲覧した。規則に基づき審査しているか検証した結果、減免を受ける理由の妥当性及び両親ともに失業していると確認したため、授業料全額減免者に該当すると判断した。

(2) 高校在学中の兄弟が、同じ全額減免を受けているかの確認

検証対象者20名の内5名については別の高校に在学している兄弟がいた。その兄弟が検証対象者と同様全額減免を受けているか確認するため、県立高等学校授業料減免出願者一覧表を閲覧した。検証対象者と同様の減免者であることを確認した。

(3) 住民税の再計算の処理の正確さ

ア 再計算の概要

再計算とは、税法に従った場合保護者が住民税の課税対象者となる場合でもその生徒の家庭の家族構成や経済状態等により家庭全体を見た場合授業料を支払うだけの経済的余力がないと認められる場合に、授業料を減免する方向にもっていくための措置である。

この表現では分かりにくいと思われるので、以下のようなケースで説明する。

家族構成・・・父、母(所得なし)、姉1(所得あり)、姉2、兄、本人の6人家族
 家族の所得状況と課税状況

(ア) 父の所得証明書には配偶者を含めて扶養親族が2人付いている。

(イ) 姉1の所得証明書には扶養親族が2人付いている。

(ウ) 父と姉1の2人が住民税の均等割の課税対象者になっている。

この家庭は、母も含めた扶養親族4名を家庭全体の税金を抑えるために父と所得のある姉1それぞれに2人ずつ付けているのである。

しかし、県の減免基準は、生徒の親の課税状況と家庭全体の所得を総合的に判断して減免の可否を決定することにしている。上記のケースでは、姉1に付いていた扶養親族2名を父親に付けたものとすれば父親は住民税の課税対象者ではなくなる。

再計算とは、姉1に付いていた扶養親族2人を父の扶養親族に振り替えたものと仮定して各市町村の定めた所得基準を基に計算することにより父が非課税者に該当するか否かを判定する手法である。

イ 再計算の検証結果

再計算により授業料減免対象者と認定したものは、検証対象者20名中4名であった。再計算による所得基準の判定について検証した結果、いずれも判定誤りはなかった。

5 授業料減免の判定基準

授業料減免の判定基準は、対象者の所得基準のみであり、資産基準を用いた判定をしていない。

(1) 授業料減免願書記載内容

授業料減免願書は、授業料の減免を受けようとする者が提出する書類である。授業料減免願書に記入する主な項目は、出願者氏名、住所、在学高校、家族構成、出願者の世帯とみなす者の年間総所得金額及び減免を受けようとする理由である。

(2) 意見「授業料減免基準に資産基準を織り込むべきであること」

県の授業料減免基準は所得が基準となっている。しかし、同居している父母の尊属の中には職はなくとも蓄えを元に生活し、家族の生活費を負担している人もいることは否定できないだろう。今後は、減免基準に資産基準を織り込むべきであるが、課題となるのは資産の把握と評価に実務上の困難性が伴うことである。

第8章 未納授業料の状況

第1 平成16年度から平成18年度までの授業料未納の状況

1 平成16年度から平成18年度までの授業料の調定額、収納額及び収入未済額

金額単位：千円

年 度	区 分	調定額	収納額	収入未済額	収納率
平成16年度	現年度分	1,508,330	1,507,736	594	100.0パーセント
	過年度分	2,563	1,482	1,081	57.8パーセント
	計	1,510,893	1,509,218	1,675	99.9パーセント
平成17年度	現年度分	1,432,545	1,432,537	8	100.0パーセント
	過年度分	1,675	923	752	55.1パーセント
	計	1,434,220	1,433,460	760	99.9パーセント
平成18年度	現年度分	1,415,482	1,415,400	82	100.0パーセント
	過年度分	760	80	680	10.5パーセント
	計	1,416,242	1,415,480	762	99.9パーセント

調定額とは、授業料減免額分を差し引いた収納すべき金額である。

2 未納者に対する教育委員会の対応

教育委員会は、平成17年度以降授業料未納者に対し、鳥取県立高等学校の授業料未納に対する取扱要領（平成17年3月27日付鳥取県教育委員会教育長通知）に基づき対応している。未納を発生させない日頃の督促事務や未納者に対する回収に努力した結果、平成17年度以降未納額は低水準になっている。

なお、未納者は固定化される傾向があり、回収困難事案については税務課へ引継ぎしている。

3 授業料未納の困難事案状況

平成18年度授業料新規未納者は3名であり、過年度分の未納者は8名であった。過年度分未納者8名のうち3名については、教育委員会事務局高等学校課が困難事案と判断したため税務課へ引継ぎしている。

第9章 奨学金の監査

教育委員会は奨学事業として、大学等進学資金助成金、高等学校等定時制課程及び通信制課程修学奨励金、鳥取県育英奨学資金貸与・返還事務、進学奨励資金貸付事業の返還事務、鳥取県育英奨学事業特別会計を行っている。重要性の高い鳥取県育英奨学資金貸与・返還事務、進学奨励資金貸付事業の返還事務及び鳥取県育英奨学事業特別会計を対象として監査を行う。

第1 担当部署の組織

奨学金を担当する部署は教育委員会人権教育課育英奨学室である。

平成17年度までは進学奨学資金については人権教育課、それ以外の奨学金については高等学校課で行っていた。平成18年度からこれらの奨学事業を一括管理するため人権教育課内に育英奨学室が新設された。職員定数は、平成18年度及び19年度ともに3名である。

第2 平成18年度決算

育英奨学室が行う奨学事業は一般会計によって行われているが、鳥取県育英奨学事業については特別会計により管理している。

1 育英奨学事業の決算

育英奨学事業については、平成18年度において以下の事業の支出がある。鳥取県育英奨学事業は特別会計により管理しており、一般会計から特別会計へ4億562万円の繰出しがある。

金額単位：千円

事業名	平成18年度 決算額	事業の概要
大学等進学資金助成金	1,218	金融機関から進学資金（入学金、授業料等の費用）を借り入れた者に対して、助成金を給付し、大学等進学時の費用負担の軽減を図り、大学等への進学意欲・意識の高揚を図る。
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	336	高等学校定時制課程及び通信制課程に在籍する勤労学生の修学を奨励するため、修学資金を貸与する。
鳥取県育英奨学資金貸与・返還事務	5,817	臨時任用職員賃金や奨学金管理システム運営経費。鳥取県育英奨学学生選考委員会の開催を始めとする貸与業務全般、及び鳥取県育英奨学資金返還金を滞納している者に対して行う戸別訪問等の返還業務全般。
鳥取県育英奨学事業特別会計繰出金	405,622	鳥取県育英奨学資金（高校・大学等）を貸与するため、一般会計から特別会計へ繰出した。
合計	412,993	

2 鳥取県育英奨学事業特別会計の決算

鳥取県育英奨学事業は、日本学生支援機構の高等学校等奨学資金が各都道府県に移管されたことに伴い、日本学生支援機構が財源として交付する資金を特別会計により分割管理している。

現時点では、高等学校等奨学資金の貸与は平成14年度から開始したことなどの理由により、一般会計からの繰入金を必要としている。将来的には、奨学金の貸与を貸付金の返還金を財源として行う仕組みを目指している。

平成18年度決算額の内訳は次の表のとおりになる。

金額単位：千円

平成18年度鳥取県育英奨学事業特別会計決算金額		
項目	決算額	項目の概要
一般会計繰入金	405,622	鳥取県育英奨学資金（高校・大学等）を貸与するため、一般会計から特別会計へ繰入れた。

歳入	前年度繰越額	213	平成17年度鳥取県育英奨学事業特別会計決算より繰越された。
	貸付金元利収入	163,073	平成18年度鳥取県育英奨学資金返還金。
	日本学生支援機構 交付金	100,494	日本学生支援機構から250人の高等学校等奨学資金貸付事業が移管されたため交付を受けた。
	歳入計	669,402	
歳出	高等学校貸与事業	432,265	平成18年度鳥取県育英奨学資金貸与金。
	大学等貸与事業	234,269	
	国庫補助返還金	2,646	高等学校等奨学資金（平成14年～16年貸与者）のうち、国庫補助を受けた者が平成17年度中に償還した貸付金の2分の1を国庫に返還した。
	歳出計	669,180	
差引（次年度繰越金）		222	平成19年度鳥取県育英奨学事業特別会計へ繰越す。

3 進学奨励事業の決算

(1) 事業の概要

地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）に基づいて行っていた鳥取県進学奨励資金貸付事業は平成17年度を最後に貸付けが終了したため、主に返還督促業務を行っている。

長期・高額未納者が多数あるため、債権管理業務に重点を置いた取組を行っている。

(2) 事業の内容及び事業費の内訳

金額単位：千円

事業名	平成18年度 決算額	事業の概要
人件費	1,907	返還事務の効率的な遂行を図るため、返還事務協力員（非常勤職員）の配置とパソコンによる事務処理を行う。これにより返還者のデータを遅滞なく管理・処理することができ、未納状況に応じた督促事務等をタイムリーに行うことができる。
返還システム費	307	返還する資力がありながら滞納を続ける悪質な債務者に対して、適宜適切に法的措置を行う。
国庫償還金	59,784	これまでに貸与した奨学金に対し交付されていた国庫補助金（補助率3分の2）うち平成17年度中に償還を受けたものを国庫に返還した。
標準事務費	608	旅費、消耗品等
合計	62,606	

4 奨学資金債権管理強化システム開発事業

平成19年度から開始された事業であり、事業費として222万円の予算を計上している。この事業は、教育委員会で取り扱っている3種類の奨学資金管理システムの充実を図り、債権回収業務の強化を図ることを目的としている。これまで3台のパソコンシステムで別々にデータ管理をしていたものを集中させ円滑な督促業務を可能にする。

この債権管理強化システムの導入によって、督促事務処理の時間を短縮し、戸別訪問による徴収業務の強化や悪質な滞納者への法的措置などの督促業務の充実を図る。

第3 奨学金制度の概要

1 鳥取県育英奨学資金

(1) 制度の概要

大学等の修学者を対象とする大学等奨学資金は、昭和36年度から県独自の事業として開始した。また、

高等学校等奨学資金の貸与は後述する進学奨励資金が平成13年度において廃止されたことに伴い、平成14年度から一般事業として開始した。

制度の目的は、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）又は大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難な者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することである。

(2) 条例等

鳥取県育英奨学資金に関して以下の条例等がある。

- ア 鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「育英規則」という。）
- イ 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「免除条例」という。）
- ウ 鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号。以下「債権取扱規則」という。）

2 鳥取県進学奨励資金

(1) 制度の概要

昭和57年に制定された地域改善対策特別措置法により地域改善対策事業の一環として導入された制度である。従来は給付制度であったが、大学等に関しては昭和57年度から、また高等学校等に関しては昭和62年度から貸与制度に移行した。さらに、地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）の経過措置が失効し、進学奨励資金の貸付に対する国の助成が終了することにあわせて、鳥取県進学奨励資金貸付制度を廃止した。よって、平成18年度以降は貸付金の回収事務のみになっている。

制度の目的は、同和関係者の子等で、高等学校等、大学等に進学する能力を有しながら経済的な理由により修学が困難な者に対して、進学奨励資金の貸与を行うことにより、社会に有用な人材を育成することであった。

(2) 条例等

鳥取県進学奨励資金に関して以下の条例がある。

- ア 鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県規則第4号。以下「進学奨励規則」という。）
- イ 鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則
- ウ 免除条例
- エ 債権取扱規則

3 制度の詳細

鳥取県育英奨学資金及び鳥取県進学奨励資金の制度の詳細については、以下において表示する。

名称	鳥取県育英奨学資金		進学奨励資金 (高等学校等及び大学等)
	高等学校等	大学等	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等に在学する者。 ・修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。 ・経済的理由により修学が困難と認められること。 ・県から同種類の奨学金の 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等に在学する者。 ・特に学業に優れ、性行が正しいこと。 ・経済的理由により修学が困難と認められること。 ・鳥取県から同種類の奨学 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の同和関係者の子その他教育委員会が定める者。 ・高等学校等又は大学等に在学する者。 ・低所得世帯（世帯の構成員にかかる所得の合計額が県教育委員会の定める基準額以下である世帯）に属

	貸与等がないこと。 ・県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与額以上の無利子の貸与等を受けていないこと。 ・奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から引き続き県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。	金の貸与等がないこと。 ・県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与額以上の無利子の貸与等を受けていないこと。 ・奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から引き続き県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。	し、経済的理由により、修学が困難な者。 ・同種類の奨学資金等の貸与又は給付を受けていないこと。
H19年度貸与月額（進学奨学金はH13年度）	（自宅通学） 国公立 18,000円 私立 30,000円	（自宅・自宅外通学の別なし） 国公立 45,000円 私立 54,000円	（高等学校等） 国公立 23,000円 私立 43,000円 （大学等） 国公立 48,000円 私立 82,000円 一時助成金として 高校23,100円 大学36,750円
申請方法	高等学校等（予約は中学）を通して申請する。	高等学校等（予約も含む）を通して申請する。	申請を行おうとする者は市町村を通じて申請する。
成績基準	なし。	学業成績の平均が3.5以上であること。	なし。
貸与期間	奨学資金の貸与を受けることとなった月から高等学校等又は大学等の正規の修業年限の終了する月までとする。		高等学校等又は大学等の正規の修業年限の終了する月。一定のやむを得ない理由があるときは貸与期間を延長できる。
返還方法	無利子とし、貸与期間が終了し6月を経過した後、以下のそれぞれの期間に半年賦又は月賦の方法で返還しなければならない。（繰上げ償還可能） 奨学資金の貸与を辞退した者等は、10年以内。 奨学金の返還を怠った等の事由が生じたときは、県教育委員会は、奨学金の即時返還を命ずることができる。 15年以内	20年以内	奨学金の貸与が終了等から起算して6月経過後20年以内に、年賦、半年賦又は月賦の方法で返還しなければならない。（繰上げ償還可能）正当な理由がなく返還を怠った等のときは、即時返還を命ずることができる。
奨学金の返還猶予	進学、災害、傷病、失業その他特別の事由により奨学金の返還が困難になった場合は、相当の期間、その返還を猶予できる。		進学、災害、傷病、進学等の事由により奨学金の返還が困難になった場合は、相当の期間、その返済を猶予できる。
奨学金の返還免除	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、債務の額全部又は一部を免除する。		借受者が死亡、精神若しくは身体に著しい障害を受けたとき、又は航空機等の事故に遭遇した場合等のため貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、債務の額全部又は一部を免除する。 借受者（直系尊属である父母と同居

			している場合はその世帯、当該父母と同居していない場合で被扶養者であるときは当該父母)が生活困難のため貸付金を償還することが著しく困難であると認められるときは、債務の20分の5に相当する金額を免除する。 生活困難とは市町村民税の所得割非課税該当者又は申請年の1月1日の前一年間の全収入が生活保護法の規定による保護基準に基づいて算定する年額の1.5倍の範囲内の場合を言う。
連帯保証人	奨学金の貸与を受けるためには連帯保証人及び保証人を立てなければならない。この連帯保証人及び保証人は、各1名とし、連帯保証人は申請者の保護者でなければならない。保証人は、奨学金の貸与者及び連帯保証人と生計を別にする者でなければならない。		奨学金の貸与を受けようとする者は、独立の生計を営む成年者である連帯保証人1人を立てなければならない。
国庫補助等の有無	独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)からの一部補助あり。	大学等奨学資金の財源に国庫等からの補助はない。	鳥取県進学奨励資金の貸付金額に対する3分の2の国庫の補助があった。

第4 鳥取県育英奨学資金貸与者数の状況

1 貸与状況

鳥取県育英奨学資金貸与者数の推移の状況は、次の表による。なお、鳥取県進学奨励資金は平成14年以降新規の貸与は行っていない。

平成17年度から鳥取県育英奨学資金の高等学校等分貸付枠及び新規採用実績数が増加している理由は、日本学生支援機構から250名分の奨学資金貸付事業が移管されたためである。

		高 校 分			大 学 分			合 計
		国公立	私 立	計	大学等	専修学校	計	
平成16年度	募 集 枠	380名	205名	585名	100名	20名	120名	705名
	新規採用 A	259名	167名	426名	100名	20名	120名	546名
	継続貸与者 B	350名	192名	542名	243名	27名	270名	812名
	貸与者計 A+B	609名	359名	968名	343名	47名	390名	1,358名
平成17年度	募 集 枠	542名	293名	835名	100名	20名	120名	955名
	新規採用 A	448名	203名	651名	100名	20名	120名	771名
	継続貸与者 B	460名	266名	726名	243名	32名	275名	1,001名
	貸与者計 A+B	908名	469名	1,377名	343名	52名	395名	1,772名
平成18年度	募 集 枠	542名	293名	835名	100名	20名	120名	955名
	新規採用 A	474名	226名	700名	100名	20名	120名	820名
	継続貸与者 B	634名	312名	946名	249名	31名	280名	1,226名
	貸与者計 A+B	1,108名	538名	1,646名	349名	51名	400名	2,046名

(注) 表中の各人数は当該年度当初のものであり、年度の中途において、退学により奨学資金の辞退等による人数の移動は加味されていない。

2 奨学制度の必要性

貸与者総数は平成16年度の1,358名から平成18年度の2,046名と、2年間で688名増加した。日本学生支援機構から移管された2年分500名以上増えていることから、奨学金制度の必要性は年々大きくなっていることを示している。

さらに高校分に関しては、国又は全ての市町村において県の育英奨学制度に代わる同様の制度がある訳ではないことや、高等学校の授業料減免者数の多さと併せて考えると、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学の機会を増やし、格差の連鎖を断ち切るという意味でも重要な制度である。

第5 奨学金の返還の状況

1 返還等の状況

平成16年度分から平成18年度分の奨学金の返還等の状況の詳細については、下記の表による。

奨学金の貸与・返還・返還率状況

金額単位：千円

H 16 年 度			H15年度 貸付残高	H16年度 貸与額	調定額	返還額	返還率	不納 欠損 額	収 入 未済額	償 還 免除額	H16年度 貸付残高 (A + B) - (D + E + G)
			A	B	C	D	D ÷ C	E	F	G	H
育英 奨学 資金	現年度	計	1,581,479	486,855	128,155	125,419	97.9パーセント	0	2,736	0	1,938,420
	過年度			0	19,550	4,495	23.0パーセント	0	15,055	0	
	計			486,855	147,705	129,914	88.0パーセント	0	17,791	0	
進学 奨励 資金	現年度	計	2,947,774	37,644	115,328	81,378	70.6パーセント	0	33,950	89,498	2,804,384
	過年度			0	151,205	9,702	6.4パーセント	456	141,047	0	
	計			37,644	266,533	91,080	34.2パーセント	456	174,997	89,498	
計	現年度	計	4,529,253	524,499	243,483	206,797	84.9パーセント	0	36,686	89,498	4,742,804
	過年度			0	170,755	14,197	8.3パーセント	456	156,102	0	
	計			524,499	414,238	220,994	53.3パーセント	456	192,788	89,498	
H 17 年 度			H16年度 貸付残高	H17年度 貸与額	調定額	返還額	返還率	不納 欠損 額	収 入 未済額	償 還 免除額	H17年度 貸付残高 (A + B) - (D + E + G)
			A	B	C	D	D ÷ C	E	F	G	H
育英 奨学 資金	現年度	計	1,938,420	594,418	134,109	130,915	97.6パーセント	35	3,159	2,260	2,395,645
	過年度			0	17,791	3,207	18.0パーセント	776	13,808	0	
	計			594,418	151,900	134,122	88.3パーセント	811	16,967	2,260	
進学 奨励 資金	現年度	計	2,804,384	1,404	115,787	79,224	68.4パーセント	78	36,484	121,625	2,596,448
	過年度			0	174,988	8,198	4.7パーセント	215	166,575	0	
	計			1,404	290,775	87,422	30.1パーセント	293	203,059	121,625	
計	現年度	計	4,742,804	595,822	249,896	210,139	84.1パーセント	113	39,643	123,885	4,992,093
	過年度			0	192,779	11,405	5.9パーセント	991	180,383	0	
	計			595,822	442,675	221,544	50.0パーセント	1,104	220,026	123,885	
			H17年度 貸付残高	H18年度 貸与額	調定額	返還額	返還率	不納 欠損 額	収 入 未済額	償 還 免除額	H18年度 貸付残高 (A + B)

H 18			A	B	C	D	D ÷ C	E	C - D - E	F	G	-(D + E + G)	H
	年 度	育英 奨学 資金	現年度	/	666,481	165,797	159,707	96.3パーセント	43	6,047	583	/	/
過年度			/	0	17,048	3,366	19.7パーセント	22	13,660	0	/	/	
計			2,395,645	666,481	182,845	163,073	89.2パーセント	65	19,707	583	2,898,405		
進学 奨励 資金		現年度	/	0	113,701	75,862	66.7パーセント	248	37,591	89,949	/	/	
		過年度	/	0	202,915	10,988	5.4パーセント	1,663	190,264	0	/	/	
		計	2,596,448	0	316,616	86,850	27.4パーセント	1,911	227,855	89,949	2,417,738		
計	現年度	/	666,481	279,498	235,569	84.3パーセント	291	43,638	90,532	/	/		
	過年度	/	0	219,963	14,354	6.5パーセント	1,685	203,924	0	/	/		
	計	4,992,093	666,481	499,461	249,923	50.0パーセント	1,976	247,562	90,532	5,316,143			

2 滞納額は約2億5千万円

奨学金の貸付残高は、平成16年度末で47億4,280万円、平成17年度末で49億9,209万円、平成18年度末で53億1,614万円となっている。2年間で約12パーセント増えている。

次に滞納額は、平成16年度末で1億9,279万円、平成17年度末で2億2,003万円、平成18年度末で2億4,756万円となっている。2年間で滞納額が約28パーセント増加している。貸付残高の増加率より滞納額の増加率の方が大きく、鳥取県の奨学金制度において滞納が大きな課題として存在していることが分かる。

過年度分、つまり、滞納分の返還率は例年10パーセントを下回っており、滞納が長期間に及ぶとよりいっそう回収が困難になっていくことも示している。

制度別に見ると、進学奨励資金の返還率は、育英奨学資金の返還率を大きく下回っている。

第6 滞納に対する取組

滞納金回収促進のための取組（平成18年度実績）

1 取組状況

(1) 鳥取県育英奨学資金

ア 納付奨励

年間を通じて文書及び電話による納付奨励を行った。

また、鳥取県育英奨学資金の現年度収納状況については、平成14年度から始まった高校奨学金の返還に伴う未納が今後多く発生していくと予想されるため、高い収納率を維持できるよう早期の督促等を引き続き行っている。

イ 法的措置

分納の約束をたびたび反故にする長期・悪質未納者5名に対して、法的措置を行い、強制執行が可能となる債務名義を得た。債務名義とは、債権者に執行機関（裁判所等）の強制執行によって実現されるべき債権の存在及び範囲を公的に証明する文書のことである。

分割納付の和解調停	4名
仮執行宣言付支払督促	1名
合 計	5名

(2) 鳥取県進学奨励資金

ア 納付奨励

すべての滞納者（約1,000名）を対象として督促・催告状等の送付を3回行った。また、担当部署である育英奨学室の通常業務が落ち着く8、9月を納付奨励強調月間として、多くの未納者（約460名）に対して電話及び訪問による納付奨励を行った。

イ 法的措置

進学奨励資金の長期・悪質未納者に対して、法的措置へ移行する旨の最後通告文書を送付した。その結果、一度も入金できなかった長期未納者が分割で返還を始めた者もいた。なお、最後通告文書を送付した対象者の内訳は、平成7年度未納者41名、平成8年度未納者87名である。

しかし、この最後通告に対しても反応のない上記平成7年度未納者及びその連帯保証人33名に対して法的措置を行い、強制執行が可能となる債務名義を得た。

仮執行宣言付支払督促	19名
分割納付の和解調停	8名
自己破産判明による取下げ等	6名
合 計	33名

なお、平成8年度未納者については、平成19年度実施予定である。

2 意見

(1) 取組状況に対する評価

滞納が長期間に及び回収できない事態になれば、県民に不利益をもたらすことはもちろん、期限内に返還している他の奨学金貸与者との間に不公平感を与えてしまい、更なる滞納を生む結果になりかねない。

奨学金制度の種類により人権教育課、高等学校課で別々に管理していた奨学事業を平成18年度から育英奨学室を新設して一括して管理したことや、長期・悪質滞納者に対して法的措置に踏み切ったこと、平成19年度から債権管理の事務省力化のために新たな予算を組み債権回収業務を一元管理するパソコンシステムの強化を図るなど、さまざまな滞納対策に取り組んでいる。しかし、貸付金残高は増加していることや平成16年度末時点ですでに滞納額が1億9,279万円あることを考えると、対応が遅すぎる。

国が日本学生支援機構に移管して行っている奨学金制度（大学）においても、7年間で滞納額が2倍になるなど、同様の問題を抱えている。そこではモラルの低下などが原因と言われている。

上記のように長期・悪質滞納者に対して法的措置に踏み切ったことは、直接的に法的措置対象者だけでなく、滞納者全体に「奨学金は返してもらおう制度である」という当たり前のことをアピールするという意味でも意義がある。しかし、強制執行が可能となる債務名義を得たといっても、債権回収の第一歩が始まったに過ぎず、その後もき然とした態度で臨まなければ債務名義の意味もなくなってしまうことを肝に銘じなければならない。

さらなる対策は、新たな滞納者を生み出さないことである。督促・催告状の送付や、電話及び訪問による納付奨励を行っているが、限られた人員で約1,700名の多くの滞納者について効果的で細やかな対応は難しいと思われる。

(2) 返還促進のための方策

監査委員事務局による人権教育課に対する平成18年度の定期監査調書の中に、「県外で就労している奨学生については、返還することができる指定金融機関が少ないことから、遠方の金融機関に出向く等の負担が生じている。多数の奨学生の返還事務の利便性を向上させるため、コンビニ収納や郵便局口座振替等の導入を検討する必要がある。」と書かれている。コンビニ収納等を奨学金の収納方法とすることを検討する必要がある。

さらに、返還方法に着目を見ると「育英規則第11条第1項」及び「進学奨励規則第14条1項」ともに「半年賦又は月賦の方法で返還」と定められている。例えば、公立高校に自宅から通学している場合、通常毎月の返還額が3,600円となる。これが半年賦の方法になると返還額が21,600円となる。また、4年制私立の大学の場合では、通常毎月の返還額が10,800円となる。これが半年賦の方法になると返還額が64,800円となる。

実際の返還方法は半年賦の方法によることが多い。しかし、月々の返還額を平準化した月賦の方法を原則とすることにより負担感が薄まり、月次定例払いの習慣化に馴染むと思われるので収納率の向上につながると思う。

新たに発生した滞納者への効果的な対応策の好例として、「集中電話催告センター」の設置がある。

国税庁は、集中電話催告センター室を活用し、新規に発生した滞納事案の回収督促の効率化を図っている。その結果、平成11年度以降7年連続で滞納税額が減少している。また鳥取市においても、平成19年10月より、市税と国民健康保険の納付に関して「納付催告センター」を開設した。顧客対応のノウハウを有し、土曜・日曜・祝日にも対応できる電話専門オペレーターが、自主納付を呼びかけ、早期徴収と滞納額の増加を未然に防止することを目指している。これも「はがきだけの催告と異なり、言葉による依頼は納付につながりやすい。」と鳥取市は効果を認めている。

ノウハウの蓄積という面から見ても、県庁の人事異動のサイクルでは、限界があるだろう。滞納という困難な問題に対して、専門部署に任せの方がより効果的で細やかな対応は期待できると考える。

もちろん奨学金制度のみで「集中電話催告センター」の設置は効果とコストの面で釣り合わないかもしれない。県税はもちろん、県が有する貸付制度なども同様の滞納問題を抱えているため、これら全てに対応する部署として設置すれば、十分な効果が得られるであろう。

第7 奨学金の免除手続きが適正に行われているかの検証

ここでは、育英奨学資金及び進学奨励資金の免除に関して、その手続きが適正に行われているかの検証を行う。なお調定額を免除する場合は、「不納欠損額」と処理し、納付期限が未到来のものを免除する場合は、「償還免除額」として処理しているが、ここでは、これらを合わせて免除額として取り扱う。

1 免除基準

奨学金返還の免除のうち自己破産による免除は、債権取扱規則において定めている。また、死亡免除及び所得基準免除は、免除条例において定めている。

自己破産による免除は貸与者及び連帯保証人（保証人を含む。）の自己破産を原因として免除され、死亡免除は貸与者の死亡を原因として免除となる。所得基準免除は、貸与者自身に所得がある場合には貸与者の世帯、貸与者自身に所得がない場合には貸与者の父母世帯が、市町村民税の所得割非課税該当世帯、又は、以下のような場合に免除となる。

AとBを比べて、Aのほうが少ない場合

A（世帯所得金額）・・・申請年の1月1日の前一年の判定対象世帯の所得の合計額

B（免除基準額）・・・生活保護法の規定に基づいて算定する年額の1.5倍の金額

2 検証対象者の選定方法

平成18年度の鳥取県育英奨学資金及び鳥取県進学奨励資金の免除対象者から死亡免除、所得基準免除及び自己破産による免除の別に分け、下記の内訳に従い選定した。

対象奨学金名	免除内容	免除人数	検証対象人数
進学奨励資金	死亡免除	4名	0名
	所得基準免除	273名	20名
	自己破産による免除	2名	2名
鳥取県育英奨学資金	死亡免除	1名	1名

（注）ここにおける人数は延人数であり、同一人物が大学、高校の両方の奨学金の貸与を受けていた者が両方の免除を受けた場合には、2名として計算される。

上記内訳に従い、無作為に検証対象者を選定した。選定者の市町村・対象奨学金等は以下のような結果になった。

鳥取県情報公開条例の趣旨に従い選定対象者に係る記載項目は、以下のものとした。

金額単位：円

検証者番号	市町村	対象奨学金	学校種別	免除要件	免除金額
1	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	26,700
2	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	154,165
3	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	218,665

4	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	167,665
5	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	大学等	所得基準免除	984,012
6	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	大学等	所得基準免除	492,000
7	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	195,000
8	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	66,000
9	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	392,775
10	倉吉市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	195,000
11	倉吉市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	374,665
12	倉吉市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	392,775
13	若桜町	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	149,665
14	智頭町	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	212,775
15	八頭町	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	158,665
16	八頭町	鳥取県進学奨励学資金	大学等	所得基準免除	501,187
17	北栄町	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	19,674
18	琴浦町	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	211,200
19	琴浦町	鳥取県進学奨励学資金	高校等	所得基準免除	158,665
20	大山町	鳥取県進学奨励学資金	大学等	所得基準免除	903,012
21	鳥取市	鳥取県進学奨励学資金	高校等	自己破産による 免除	539,560
			大学等		3,542,446
22	大山町	鳥取県育英奨励学資金	高校等	死亡免除	648,000

3 検証に用いた資料と検証手続き

以下の資料の内容を吟味し、必要に応じて育英奨励学室に質問を行うことにより検証を行った。

(1) 所得基準免除（検証者番号1～20）

ア 鳥取県進学奨励学資金返還免除判定算定表・・・免除判定システムの出力画面

イ 鳥取県進学奨励学資金返還債務免除申請書

ウ 家庭状況書・・・世帯の所得を算定する基礎となる免除申請時の提出書類。

エ 各種加算算定調書・・・該当がある場合の免除申請時の提出書類。生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護基準に基づいて算定する金額の基礎となる。

オ 奨学生台帳1及び2・・・貸付・返済の状況等の記載がある。

カ その他必要に応じて、「健康保険証のコピー」、「所得証明書」、「家賃証明書」、「建物賃貸借契約書」又は「障害者手帳のコピー」を入手した。

(2) 自己破産による免除（検証者番号21）

ア 欠損処分調書・・・自己破産・免責決定に伴う不納欠損処理についての伺い及び決裁を行う書面

イ 免責決定の書面・・・奨学金貸与者及び連帯保証人に対する裁判所の免責を許可する書面

ウ 奨学生台帳1及び2

(3) 死亡免除（検証者番号22）

ア 欠損処分調書・・・死亡に伴う不納欠損処理についての伺い及び決裁を行う書面

イ 鳥取県育英奨励学資金返還免除申請書・・・相続人による免除申請書

ウ 鳥取県育英奨励学資金返還免除許可書

エ 鳥取県育英奨励学資金の返還免除通知書・・・返還免除についての伺い及び決裁を行う文書

オ 住民票除票・・・免除対象者の死亡を確認する。

カ 鳥取県育英奨励学学生台帳

4 指摘事項

検証対象者に対する手続を検証したところ、結果として免除認定の誤りはなかった。進学奨励学資金の所得基準免除検証対象者20名に対する免除認定過程において5名の取扱い誤りがあった。その5名について

以下に誤りの内容を報告する。

(1) 検証者番号1

免除基準額の算定要件の申請者の父母世帯地級(3-1)を申請者の現住所地級(2-1)と誤って免除判定システムに入力していた。そのため、免除基準額を1,364,010円と計算するところを1,229,025円と計算してしまった。世帯所得額が1,183,600円であるため、判定結果に影響はない。

(2) 検証者番号2

免除のための申請書類の一つである「各種加算調書」に必要事項の記載がなく申請者の押印もなかった。県側の記入事項である「決定番号」の記載もなかった。にもかかわらず、家賃証明及び賃貸借契約書の添付があることをもって、免除基準額の計算の「住宅扶助」の加算を行っている。

さらに、免除基準額の算定要件となる申請者の現住所(鳥取県外)の世帯地級(3-1)を家賃証明に記載のある転居前の住所地(鳥取県内)の地級(2-1)で誤って入力していた。そのため、免除基準額を2,062,680円と計算しなければならないが、2,241,150円と計算してしまった。世帯所得額が1,754,800円であるため、判定結果に影響はない。

(3) 検証者番号10

免除基準額の算定要件となる世帯構成員の基準生活費の基礎額がマスター登録段階で18歳から19歳までの者を34,400円、70歳以上の者を26,520円と登録すべきところを、それぞれ33,440円、26,250円と登録していた。そのため、免除基準額を3,912,495円と算定するところを3,909,030円と算定してしまった。世帯所得額が3,438,800円であるため、判定結果に影響はない。

(4) 検証者番号11

所得割課税状況を誤って非課税と入力してしまったため、世帯所得と免除基準額の比較判定を行わなかった。実際の免除基準額は2,783,745円である。世帯所得額が1,923,487円であるため、判定結果に影響はない。

(5) 検証者番号20

免除基準額の算定要件となる世帯地級(3-1)を誤って(3-2)と誤って入力していた。そのため、免除基準額を3,032,055円と計算しなければならないところを2,890,410円と計算してしまった。世帯所得額が2,574,930円であるため、判定結果に影響はない。

5 意見

上記のような誤りが発生した原因として以下の3点があるものと考えている。

(1) 県の規定と生活保護法の対象期間の違い

免除規定において定められている生活保護法の規定に基づく免除基準額を算定する場合、判定世帯の収入は「暦年」で算定するのに対して、生活保護法の規定による基準生活費は「年度」により算定する。県の規定と生活保護法の対象期間の違いが計算事務を複雑化させている。

(2) 進学奨励資金返還免除システムで扱えるデータの県内限定

育英奨学室が保有する進学奨励資金返還免除判定システムは県内の世帯地級にしか対応しておらず、県外の世帯地級については手計算を行わなければならない場合がある。

(3) 免除基準額算定のマスターデータの登録誤り

免除判定システムのマスターデータを一部誤って登録しているため、その誤ったデータを使用する事例は全て免除基準額算定に誤りが生じることになる。

検証対象者の免除の最終判定に影響はなかったが、誤ったデータを入力してしまったことは遺憾である。育英奨学室内部の点検だけでなく、例えば人権教育課などの点検が必要である。

第10章 高校再編に伴う施設の遊休状況

第1 高校再編に伴う遊休施設の利用状況等

1 旧鳥取農業高等学校(現鳥取緑風高等学校)

(1) 所在地 鳥取県湖山町南三丁目848

- (2) 面積 (土地)46,086平方メートル (建物)2,651.48平方メートル
- (3) 再編時期
平成13年4月に再編により合併し、平成15年4月鳥取湖陵高等学校に移転。
平成15年4月、跡地に鳥取緑風高等学校を開校した。
- (4) 利用状況
ア 南側実習棟の区画約17,700平方メートルは、埋蔵文化財包蔵地として県教育委員会で管理している。
イ 東側実習地のうち鳥取緑風高校が利用しない高校前水田13,183平方メートルについては、平成17年3月19日より、売却検討地として管財課に所管替え済み。
ウ 天神山西側の約4,424平方メートルを「緑のバンク」として暫定利用し、平成17年3月15日より都市計画課に所管替え済み。
- (5) 検討中事項
天神山西側実習地のうち9,511平方メートルを地元自治会への貸付を前提に管財課へ所管替え済み。
ただし、試掘調査により遺溝の存在が確認されたため、今後の管理について検討の必要あり。
- (6) 維持管理費
平成18年度における維持管理費を年間約150万円要している。内訳は主に草刈の委託料が1,383,900円である。その他に消防用設備等保守点検の費用を要しているが他の学校分と一括発注している。

2 鳥取湖陵高等学校 旧美和分校

- (1) 所在地 鳥取市源太22
- (2) 面積 (土地)9,955平方メートル (建物)1,877.09平方メートル
- (3) 再編時期
平成18年3月に鳥取湖陵高等学校美和分校が廃止されたことにより閉校。
- (4) 利用状況
なし。
- (5) 検討中事項
ア 実習地(水田)2,055平方メートルについては、管財課に所管替え予定。
イ 教室棟については、発掘調査に伴う出土遺物(土類等)に収蔵施設として活用するため、県教育委員会埋蔵文化財センターへ所管替え予定。
ウ 体育館については、博物館の収蔵品保管施設として活用するため、県教育委員会博物館へ所管替え予定。
- (6) 維持管理費
平成18年度における維持管理費を草刈の委託料として年間約110万円要している。

3 旧倉吉産業高等学校

- (1) 所在地 倉吉市上井430
- (2) 面積 (土地)33,180平方メートル (建物)10,650.54平方メートル
- (3) 再編時期
平成15年4月に倉吉工業高等学校と合併し、倉吉総合産業高等学校となる。平成17年4月旧倉吉産業高等学校校舎を廃止し、本校舎に統合され閉校。
- (4) 利用状況
ア 硬式野球場及びその付属施設を倉吉総合産業高校が引続き利用。
イ 中部教育局が河北会館を教育支援センターとして利用。平成19年度は、倉吉市が同様の目的で使用。(行政貸付財産)
ウ 経過的に、学校開放の一環としてソフトボール場等の利用あり。
- (5) 検討中事項
旧倉吉産業高校用地(野球場及びその付属施設部分を除く。)と倉吉市立河北中学用地その他市が提供する用地を時価により等価交換予定。

(6) 維持管理費

平成18年度における維持管理費を年間約8万円要している。その他に機械警備、消防用設備等保守点検の経費を必要としているが他の学校分と一括発注している。

4 旧赤碕高等学校

(1) 所在地 琴浦町赤碕1957-1

(2) 面積 (土地) 30,226平方メートル (建物) 6,329.21平方メートル

(3) 再編時期

平成15年4月に由良育英高等学校と合併し、鳥取中央育英高等学校になる。

平成17年4月赤碕校舎を廃止し、本校舎に統合され閉校。

(4) 利用状況

教育センターが管理特別教室棟の一部をパソコン研修会場として利用。なお、常時の管理者おらず、平成18年度の利用実績は52日。

(5) 検討中事項

ア 県教育委員会埋蔵文化財センターが、教室棟の一部を東伯及び名和調査事務所の移転先として平成19年度から数年間にわたり調査事務所として利用を希望。

イ 県警察本部が警機動隊基地の移転候補地の一つとして検討。

(6) 維持管理費

平成18年度における維持管理費を年間約160万円要している。内訳は主に草刈等の委託料が1,265,084円、浄化槽保守管理283,500円、国有財産の賃借料52,346円である。その他に機械警備、消防用設備等保守点検の経費を必要としているが他の学校分と一括発注している。

5 旧淀江産業高校(現米子白鳳高等学校)

(1) 所在地 米子市淀江町福岡24

(2) 面積 (土地) 150,489平方メートル (建物) 1,919.48平方メートル

(3) 再編時期

平成15年3月に統合により廃止・閉校。

平成17年4月に跡地を利用して米子白鳳高等学校を開校。

(4) 利用状況

ア 農場管理棟を淀江産業技術高校同窓会へ使用を許可。

イ 収納調整室を、朝日座事業の舞台セット保管のため、西部県民局へ使用承認。

ウ 県教育委員会妻木晩田遺跡事務所が、空き建物の一部を使用。

エ 南側実習地の3,143平方メートルを「緑のバンク」として暫定利用。

オ 農業機械室及び搬送車車庫については、平成19年度末まで米子市に貸付中であるため、管財課に所管替え済み。なお、その後は、県教育委員会に返還予定。

カ 未利用実習地の一部を地元農家に管理委託している。

(5) 検討中事項

これらの施設については、学校利用を前提とした全体計画を調整中。その他の箇所の活用は継続検討中。

(6) 維持管理費

平成18年度における維持管理費を土地改良区などに対する賦課金として年間約50万円要している。

6 旧境水産高等学校

(1) 所在地 境港市中野町2000

(2) 面積 (土地) 50,332平方メートル (建物) 10,089.04平方メートル

(3) 再編時期

平成15年4月に境港工業高等学校と合併し、境港総合技術高等学校となる。

平成17年4月旧境水産高等学校校舎を廃止し、本校舎に統合され閉校。

(4) 利用状況

- ア 境港総合技術高校の部活動で一部利用。
- イ 学校開放の一環として、野球場の利用あり。

(5) 検討中事項

障害者雇用のための事業所としての利用について打診があるため、障害福祉課において調整中。その他の箇所の活用は継続検討中。

(6) 維持管理費

平成18年度における維持管理費を年間約300万円要している。内訳は主に草刈等の委託料が2,908,500円。その他に機械警備、消防用設備等保守点検の経費を必要としているが他の学校分と一括発注している。

7 旧日野産業高等学校 黒坂校舎

(1) 所在地 日野町黒坂1109

(2) 面積 (土地) 547,367平方メートル (建物) 3,344.33平方メートル

(3) 再編時期

平成12年4月に日野高等学校と合併する。
平成16年3月に農業施設のみを残し、黒坂校舎を閉校。

(4) 利用状況

- ア 日野高等学校が農業施設として一部を引続き利用。
- イ 日野総合事務所県土整備局が管理教室の一部を書庫として利用。
- ウ 学校開放の一環として、武道場及びゴルフ練習場の利用あり。

(5) 検討中事項

日野高等学校として今後の利用見込み等を精査し、最終的な未利用箇所を確認した上で、今後の利用を検討する予定。

(6) 維持管理費

平成18年度における借地料として年間約50万円要している。一般管理経費は、日野高等学校と合わせて管理しており、その他に機械警備、消防用設備等保守点検の経費を必要としているが他の学校分と一括発注している。

第2 意見

高校再編に伴いこのような未利用跡地が発生した。未利用跡地が不要であるということとなれば、早急に売却処分等を行わなければならない。さらに、未利用のまま放置すれば校舎の荒廃が進み周辺の生活環境の悪化にもつながるため、保安対策等も含めて継続的に維持管理費が必要となる。

しかし、土地が広大であることや校舎等があり活用にも制限があることなど簡単に売却処分という訳にはいかないのが現状である。また有効な活用策を見つけることも同様の理由により容易ではない。

一時的な利用や校舎の一部暫定利用などしているが、中長期的な有効活用策が見出せていない状態である。

今後継続して跡地利用を検討するに当たり、年間の維持管理費の継続的な把握や校舎その他の建物の取り壊し費用の把握も行うべきである。校舎の荒廃対策を考えると維持管理費が年々増えていく可能性もあり、活用計画の策定が長期間に及ぶものに関しては取り壊し費用との比較検討も必要となってくる。

また旧日野産業高等学校黒坂校舎に関して借地料を支払っているが、日野高等学校が農業施設として一部を引続き利用しているもの、建物施設の敷地になっているもの、未利用なものを明確に区分する必要がある。利用していないものについては地権者に返還するなどの早急な対応をすべきである。

第11章 県立学校の監査

第1 県立学校の監査の視点と監査対象学校

1 県立学校監査の視点

今回の監査は、教育委員会の予算を主務する教育委員会事務局の監査を重点に実施してきた。県民の大きな関心事は明日を担う子どもたちが通学している学校現場における財務の執行状況であると考えた。学校教育にどれくらいの予算が使われ、それを適正に執行しているかどうかを主眼とし、以下の視点をもって監査を行った。

- (1) 平成18年度の学校の歳入と歳出状況を明らかにし、財務事務の執行が法令等に準拠しているか
- (2) 学校が作成する歳入及び歳出表が学校の財務の実態を開示しているか
- (3) 学校には授業料のほかにPTA会費など歳入及び歳出外の出納事務があるが、それらの事務を適正に行っているか
- (4) 学校財産の保全管理が行われているか

2 監査した学校

県立学校は高等学校24校、特別支援学校7校である。その中から、普通科高校1校、専門科を有する高校1校、それと特別支援学校1校の3校を監査対象とした。

以下の学校を監査対象とした。

- (1) 鳥取県立米子西高等学校（米子市）
- (2) 鳥取県立倉吉総合産業高等学校（倉吉市）
- (3) 鳥取県立白兔養護学校（鳥取市）

第2 鳥取県立米子西高等学校の監査

1 米子西高等学校の概要

- (1) 所在地 鳥取県米子市大谷町200（昭和62年現在地に新校舎開校）
- (2) 校地、建物

項目	面積（平方メートル）	備 考	
校地総面積	118,037.90	用地費 9億9,908万円（うち移転補償費1億8,080万円） 造成費 16億2,684万円	
内 建物敷地 訳	建物敷地	23,610.00	
	グラウンド	37,311.00	陸上グラウンド、野球場、ソフトボール場、テニスコート6面、 ハンドボールコート
	その他	57,116.90	
建物総面積	16,049.72	昭和62年4月供用開始。 取得価額15億7,552万円	
内 校舎 訳	校舎	11,725.57	
	体育館	2,615.78	第一体育館、第二体育館、柔剣道場
	その他	1,708.37	セミナーハウス、生徒合宿所、部室、渡り廊下

米子市の西部、大谷町の高台の11.8ヘクタール（約3万5千坪強）の敷地に鉄筋コンクリート造り4階建ての校舎が建ち、自然環境に恵まれた学び舎である。

- (3) 設置課程及び生徒数

平成19年5月1日現在

課程	学科	科	学年	学級数	定員	生徒数		
						男	女	計
全日制	普通	普通	1	8	320	123	198	321
			2	8	320	135	182	317
			3	8	320	120	193	313
			合計	24	960	378	573	951

全日制・普通学科・普通科のみの高等学校であり、すぐれた知性・豊かな情操・強い意志を持ち、民主的で自立的な人間を育み、地域や社会の期待にこたえる創造性豊かな人材を育成することを教育方針とし

ている。

(4) 教職員構成

平成19年5月1日現在

担当	男	女	計	担当	男	女	計	
校長	1	0	1	講師	常勤	3	4	7
教頭	2	0	2					
事務長	1	0	1	養護教員	0	2	2	
【管理職計】	4	0	4	実習職員	0	1	1	
国語	3	5	8	事務職員	0	3	3	
地歴公民	5	1	6	学校技能職員	1	0	1	
数学	7	2	9	司書	0	1	1	
理科	7	1	8	学校医等	6	1	7	
芸術	1	1	2	臨時職員	1	1	2	
保健体育	5	1	6	/				
英語	3	7	10					
家庭	0	1	1					
【専任教員計】	31	19	50	【教職員合計】	49	33	82	

- (注) 1 「養護教員」とは、保健室の先生である。
 2 「実習職員」は、実習助手を担当している。
 3 「学校技能職員」は、現業職である。
 4 「司書」は図書館司書である。
 5 「臨時職員」は、事務補助・技能補助のためである。

2 平成18年度の米子西高等学校の決算

(1) 県立学校会計の除外項目

県立学校会計には最大の予算となる給与手当等が含まれていない。

各県立学校は教育委員会の管理監督下にある。教育委員会事務局には14の課があり、学校が支出できる予算は各予算主務課から令達(配分されるの意味。)されている。

各県立学校にとって最大の支出である教職員の人件費(給与・賞与及び共済費)は教育総務課が事務の総括管理(給与の決定、支給事務)しているため、各県立学校の予算・決算上歳出(支出)項目として表れてこない。

下記「(2)歳入と歳出の概要」に示しているものは、米子西高等学校の平成18年度の歳入と歳出を主な内容にまとめたものである。その中には最大支出項目である給与手当総額4億3,647万円を含めていないので当該校の収支決算を表現したのもではなく、教育委員会事務局から各学校に配分した予算をどのように執行したかを示すものになっている。

(2) 歳入と歳出の概要

ア 歳入

金額単位:千円

科目	平成18年度 決算額	主な内容
授業料	96,875	一月9,300円の授業料(減免額控除後)
行政財産使用料	2,347	教職員駐車場使用料、校内食堂賃貸料ほか
雑入	1,914	健康センター災害共済掛金保護者負担額ほか
【歳入合計】	101,136	

イ 歳出

金額単位:千円

科目	平成18年度	主な内容

		決 算 額	
教 職 員 人 事 費	報酬、旅費	121	学校医の報酬、教科担当者連絡協議会旅費
教育連絡調整費	需用費、報酬、旅費、使用料及び賃借料、備品購入費等	50,798	光熱水費、灯油代、教師用教科書代、印刷代、教材用備品の修繕費、ゴミ処理費、緑地管理費、コピー機・印刷機のリース料、図書館用図書購入費、外国語外人講師の人件費、学校運営に係る旅費
教育振興費	報償費及び需用費	1,684	茶道・華道・そう曲の講師謝礼、文化部の活動費、文化部の外部会場賃借料
教育財産管理費	工事請負費及び需用費	54,906	校舎窓ガラス紫外線遮断工事・特別教室空調設置工事 24,730千円、グラウンド防球ネット設置工事22,233千円
教育センター費	旅費	169	鳥取市の県教育センター受講旅費
高等学校費	高等学校総務費及び高等学校管理費	24,982	非常勤講師の報酬6,371千円、教職員児童手当2,425千円、臨時職員賃金1,572千円、使用料及びリース料13,565千円
保健体育費	負担金・補助金及び交付金等	7,084	健康センターからの傷害等生徒への給付金6,026千円、生徒の健康診断費998千円
体育振興費	報償費及び需用費備品購入費	674	運動部講師謝礼300千円、運動部の備品購入375千円
【歳出合計】		140,418	

歳入合計は1億113万円、歳出合計は1億4,042万円で約3,929万円の支出超過であるが、平成18年度は教育財産管理費に経常外支出（上表の主な内容 2,473万円）が含まれているので、ほぼ学校の歳入の枠内で支出が行われている状況と見た。

(3) 歳入について

ア 授業料

- (ア) 授業料は保護者との間で口座自動振替契約を結んでいるので収納事務に手数を要しない。
- (イ) 毎月口座振替日後に、収納対象生徒数から計算した収納すべき授業料金額の点検作業を行い、口座引き落とし不能の場合は速やかに督促事務を行っている。
- (ウ) 米子西高等学校は平成18年度終了時点での未納授業料はなかった。
- (エ) 授業料の減免については、別項にて記載しているのでここでは割愛する。

イ 教職員駐車場の使用料

- (ア) 教職員駐車場の行政財産使用条例に定められた月当たりの使用料を給与引き去りにより収納している。しかし、ほとんどの教職員に対する駐車場利用料を近隣の駐車場料金を参考にした使用料の半額にしている。平成18年度の駐車場使用料を以下に示した。

区 分	近傍類似の土地の賃貸料から算定した月額使用料	免除なし・半額免除延べ人員	年間使用料金
舗装駐車場	4,160円	半額免除者延べ人員 646名	1,343,680円
		免除なし者延べ人員 10名	41,600円
未舗装駐車場	3,000円	半額免除者延べ人員 156名	234,000円
合 計 金 額			1,619,280円

(イ) 意見

この学校には公用車がないため、教職員が日常の教育等活動において自分の車を使う頻度が高い。公務を理由に半額免除適用者が多くなっている。

しかし、公務等で自家用車を使用する時には平成19年度には1キロメートル当り25円が支給され

ることになっている。この金額は、走行することにより消費するガソリン代・オイル代・タイヤ代等を積上げて算定している。

公務等による自家用車に使用頻度が多いという理由で駐車料金まで半額にすることには納得がいかない。教職員は学校に通勤することが仕事であり、公務である。公務で学校に通勤してもらっていると考えるのであれば、駐車料金はなしでもよいだろう。ただ、県庁勤務の職員は駐車料金を自己負担しているのであるから、それとのバランスは考慮する必要がある。

通勤手段として自家用車を使用すると判断したのは教職員自身であり、行政財産である校地に車一台分の校地を占有している事実がある。また、仮に50台分の駐車場が必要となると全体で約1,000平方メートルのまとまった校地を供することになる。行政財産使用料として正規の駐車料金を収納すべきである。

ウ 校内食堂の賃貸料は鳥取県行政財産取扱規則による行政財産使用許可を受け、収納する家賃単価は行政財産使用条例による金額を収納している。

エ 雑入

(ア) 雑入中最大の取引は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の保護者負担の掛け金の収納額（一人年間1,380円）である。

(イ) その他の雑入は、校内食堂運営会社からの光熱水費負担額ほかである。

(4) 歳出の執行

ア 歳出は無駄なく執行されているが、年度決算時には予算額と決算額を同額にしている。

上表の歳出は科目別に示している。高等学校の予算は、年度当初に年間予算を編成し、各高等学校には四半期ごと（3ヶ月ごと）に予算令達として示される。各高等学校は四半期ごとに決算を行っている。

米子西高等学校の平成18年度の最終四半期（平成19年1月から3月）の歳出予算令達額は1億4,614万円であり、決算額は1億4,042万円であった。結果として最終四半期で総額572万円の予算残額となり、同額を予算令達額の減額修正することで予算額と決算額を同額にしていた。予算額と決算額を同額にして帳尻を合わせるのには官公庁の文化であろう。予算はその年度に実施すべき仕事を金額で評価したものであり、使ってよいお金の総枠を示したものではない。以前は、予算が余りそうなので年度末に予算消化支出という悪しき慣行があったようであるが、厳しい財政事情の下そのような悪しき慣行はなくなっていると監査の結果判断した。しかし、私立の学校法人が作成する計算書類では予算と決算を対比した収支計算の開示を求めている。県立学校の歳入歳出表は、まずは当初予算額と決算額を対比しなければならないのではないかと考える。それにより予算編成能力と執行における節減あるいは不要支出が明らかにされるものと考ええる。

イ 教育財産管理費中、勉学環境整備のための工事代金2,473万円がある

特定の生徒の勉学環境の整備のために校舎窓ガラス紫外線遮断工事及び特別教室空調設置工事を実施し、工事費約2,473万円を支出している。

この支出の是非について教育委員会と県（財政課）が十分に議論した上で執行しているので、ここではその結論を尊重する。

(5) 平成18年度裁量予算の執行状況

ア 県立学校裁量予算制度

学校の自由度を高め、生徒の状況に応じた学校づくりが可能になるよう、各県立学校の校長がそれぞれの独自性を発揮した学校運営ができるよう、学校運営費、旅費、学校独自事業費の総額を年度当初に学校に一括配分し、さらに、校長裁量による予算執行（必要に応じ節間流用が可能）を認めた制度である。

予算の執行における教育委員会事務局の各課の関わり方を変更することにより事務の簡素化に資するようになっている。裁量予算制度導入以前は、県立学校の各事業（例えば、学力向上推進事業等）に教育委員会事務局の各課（普通高校に関わるのは主として教育環境課、教育総務課及び高等学校課

である。)が事務を担当し、さらに、予算の執行を主務していた。裁量予算制度の下では、教育委員会の各課が事務を担当することは従来と同様であるが、予算の主務課を教育環境課に一本化したので、令達事務が減少し、年度当初に配分総額を予算令達するなど事務の簡素化が可能となった。

イ 米子西高等学校の裁量予算と決算の状況

金額単位：千円

項目	事業内容	予算額	決算額	予算残額	予算残額の理由
運営費	光熱水費、消耗品費、印刷製本費、リース料等	41,006	36,385	4,621	印刷の校内自製化による節減 光熱水費節減 用紙等の節減
学力向上推進事業	生徒の学力向上及び教師の指導力向上	1,612	1,396	216	節減による。
世界に架けよう夢・青春事業	国際感覚の育成を目的とした韓国の高校との交流	500	500	0	
教職員費	研修旅費及び全国大会引率旅費	4,111	3,725	386	出張の抑制
合計		47,229	42,006	5,223	

ウ 裁量予算制度の実効性

(ア) 歳出決算額にみる裁量部分の割合

裁量部分は教育財産管理費支出を除いた歳出決算額の約半分である。

平成18年度の歳出合計額は約1億4千万円、それに対し裁量予算制度が導入された事業の決算額は約4,200万円であり、割合は約30パーセントである。

歳出額には、教育委員会事務局の教育環境課が主務する県立学校の教育財産管理費（施設・設備の設置工事・維持管理支出）が約5,490万円含まれている。この支出は、いわゆる公共工事に該当するものであり学校側の裁量の枠外となるものである。教育財産管理費支出を除いた予算執行額は約8,500万円であり裁量予算制度が導入された事業費約4,200万円の割合は約50パーセントとなる。

しかし、平成18年度の米子西高等学校が打ち出した真の意味での独自事業は県が対象事業として設定した事業のうち「学力向上推進事業」と「世界に架けよう夢・青春事業」の二つであり、予算額は合計で211万円、支出額は189万円であった。

(イ) 裁量予算制度の評価

裁量予算制度の導入初年度である。教育委員会の裁量予算制度導入方針の趣旨に対する各校長の理解に時間がなかったことは事実である。

与えられた予算を使い切ることなく節減した結果が残ったと感じた。裁量予算制度の評価はこれからであり、制度の趣旨を生かすためには、学校長ほかの学校経営に対する経営能力を高める継続研修が求められるが、大部分の予算が教育委員会事務局主導である体制下では自由度が高まるかどうか不安視している。

3 授業料以外の収納金の収納事務

(1) 1年生の授業料以外の収納金一覧

収納項目	生徒一人当り年間負担額	事務担当	県の会計に含まれているか	備考
生徒会費	6,000円	教員	含まれていない	生徒会の会計報告あり
生徒会入会金	2,000円	教員	含まれていない	1年生のみ徴収 生徒会の会計報告あり
P T A会費	4,800円	事務局	含まれていない	P T Aの会計報告有り
クラブ後援会	3,600円	事務局	含まれていない	後援会の会計報告あり

日本スポーツ振興センター会費	1,380円	事務部	含まれている	
(財)鳥取県高等学校教育振興費	400円	事務部	含まれていない	
高体連会費	900円	事務部	含まれていない	
高文連会費	700円	事務部	含まれていない	
同窓会入会金	3,000円	事務部	含まれていない	1年生のみ徴収 同窓会の会計報告有り
貧血検査費	315円	事務部	含まれていない	
写真代(クラス・個人)	520円	事務部	含まれていない	
模擬試験代	12,700円	進路指導部	含まれていない	P T Aの会計報告有り
総合進路学習システム	1,500円	事務部	含まれていない	1年生のみ徴収
家庭科教材費	1,000円	事務部	含まれていない	1年生のみ徴収
【年間合計額】	38,815円			

(2) 収納事務の煩雑性

上記の収納金は授業料を含めて銀行口座振替制度により行われている。平成18年度の収納漏れ又は遅れはなかった。

しかし、収納事務は収納することだけでなく各生徒別の徴収漏れのチェック、収納額の各項目別の分類集計、さらに高体連、高文連、P T A及び同窓会等の収納金の帰属団体への支払事務などがあり単純な業務ではない。入金内容が数種類に及び煩雑性があり、これらの事務を事務部が中心となり執行しているのである。

(3) 公金外の出納額の開示

公金外の出納事務が多いのでこの出納額を開示すべきである。

ア 公金外の出納額は少額ではない

上表を見て分かるように学校は授業料という公金の収納事務のほかにも多様な出納事務を行っている。1年生の生徒の場合一人当たり年間38,815円の出納であり、全校生徒では3千万円強の出納額になっている。

公金外の出納額を学校の歳入・歳出に計上する必要性はないのかもしれない。これらの収納金は学校側が提供する教育を秩序良く一律に受けるため、そして一人の学生として学校生活を有意義に過ごすためには不可欠なものである。

P T A、生徒会及び同窓会は各々出納事務を行い収支決算報告を行っているため、生徒が支払った金額総額とP T A等の収納額の整合性についての点検は容易である。

イ 意見

県の会計には貸借対照表がないため預り金勘定による出納報告ができない仕組みになっている。県費外・公金外であろうともその事務執行のほとんどを学校の事務部が担っているため、歳入・歳出決算報告の枠外で公金外の出納の収支を開示する必要がある。

年度の歳入歳出表のほかに、学校を経由したお金の流れを次の表のような方法で開示することが求められる。

区分	年度始め預り額	収納預り額	預り額支払額	年度末預り額
P T A	円	円	円	円
同窓会	円	円	円	円

(4) P T Aの法人税等の支払い

米子西高等学校は進学校である。そのために生徒は大学進学用模擬試験実施業者が実施する模擬試験を受けることになっている。その受験料は、いったんは各生徒から口座振替により収納するが、最終的には学校のP T Aが模擬試験受験料の出納事務を行うことになっている。

模擬試験が休日に行われる場合は、教員が試験官として立ち会う。この出勤は公務外の出勤と扱って

いるため、立ち会った教員に対する人件費相当として模擬試験実施業者から手数料が入る仕組みになっている。

法律上人格なき団体であるPTAが収益事業を行えば法人税等の確定申告を行わなければならない税制になっている。米子西高等学校のPTAはこの模擬試験の立会料として模擬試験実施業者から収納する金額を売上収益として、また、立会った教員に対する人件費とその他若干の必要経費を損金とする法人税等の確定申告を行っているのである。PTAのことであるので金額の記載はしないが、平成18年度は課税所得が生じたため若干であるが法人税の負担があったことを報告しておく。

4 学校資産の管理

学校の管理資産については、実査・たな卸マニュアルを作成すべきである。

(1) 切手、機器備品、図書の管理状況

今回の包括外部監査では、切手受払簿、行政財産である学校の機器備品、図書館の図書について、その実査（現物の存否の調査）及びたな卸状況を見た。

切手受払簿は、整然と秩序よく記録されていた。機器備品については資産台帳上にチェックマークが付され現品確認を実施し、その結果不用廃却物品については所定の申請書を作成し報告していることを確認した。図書については実地調査の結果、「所蔵場所別蔵書統計表」及び「図書不明候補一覧表」が作成されていた。

(2) 意見

切手については各月末の切手種類ごとの保有枚数実査表が作成されていなかった。実査表を作成することは求められていないとのことであった。多額の切手を保有しているわけではなく、また、切手を購入した時点で経費処理しているため財産であるとの意識がないのだろうと感じた。しかし、たとえ経費処理された切手であっても、各月末には切手の額面ごとの枚数・金額を一覧表にしたものを残すべきである。

機器備品についての現品確認を実施していることは分かった。しかし、現品確認は事務担当者が手分けして行っており、複数人で行われていない。望ましい現品確認は少なくとも実施者と立会者の複数人で実施すべきである。民間の大会社では、現品確認実施者に加えその担当者とは別部署の人を立会人に在庫のたな卸を実施するようにしている。教育委員会事務局の職員が手分けして現品確認に立ち会う制度をつくり実行すべきである。所管の学校が多いので年度末一斉の立会いはできないであろうが、まずは日程調整のうえ適宜実施すべきである。

図書の実査は、司書一人で行っていた。夏休みのお盆時期前後に実施したとのことである。米子西高の蔵書数は約2万点である。これだけの蔵書数であれば、複数人で手分けして行わなければ蔵書調べの正確性が担保されないと感じた。図書の実査も、教育委員会事務局の職員が手分けして現品確認に立ち会う制度をつくり実行すべきである。

5 多額の物品の寄贈の取り扱い

(1) 平成17年度の多額物品の寄贈

平成17年度に、同校の創立100周年記念のお祝いとして記念事業実行委員会から700万円の彫刻の寄贈を受け、鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）に従いこれを行政財産として扱っている。

(2) 意見

物品の寄贈は県の歳入として扱わないことになっている。しかし、多額の寄贈品については決算書に注記することにより開示しなければならないと考える。

第3 鳥取県立倉吉総合産業高等学校の監査

1 倉吉総合産業高等学校の概要

(1) 所在地 鳥取県倉吉市小田204の5

(2) 学校の特徴

同校は旧倉吉工業高等学校と旧倉吉産業高等学校が統合し平成15年4月1日に現校名で開校した。校名は統合したが、その後施設設備工事及び学内整備に期間を要し、平成18年12月に新校舎が新築完成、平成19年1月から供用を開始している。その間は、二つの旧校舎を併用していた。

工業・商業・家庭・情報の各学科が連携し、所属学科の専門教科および他学科の専門教科が選択できる総合選択制を取り入れ、生徒の能力や適性を最大限に伸ばす教育課程となっている。そして、具体的目標は、基本的ルール・マナーを体得させること、生徒が資格を取得できるようにすることである。生徒の進路は、就職・進学半々の状況である。

(3) 校地及び建物

ア 校地面積と取得価額

用途	面積(平方メートル)	価額
校舎敷地	28,791.00	199,623千円
屋外運動場	41,876.93	
【校地合計】	70,667.93	

イ 校舎等建物の面積と取得価額

用途	建面積(平方メートル)	延面積(平方メートル)	価額(千円)	備考
教室棟	1,994.87	5,997.42	1,028,265	平成18年度新築
管理棟	970.30	2,646.90	123,590	老朽化している
実習棟	1,488.11	3,946.01	633,274	
体育館	1,652.20	1,652.20	290,298	
格技場	703.70	691.31	36,292	老朽化している
その他	2,215.95	2,592.94	191,526	
【建物合計】	9,025.13	17,526.78	2,303,245	

管理棟(校長室・事務室・保健室・生物室等)と格技場は、老朽化し耐震診断の結果も良くない。

(4) 生徒及び教員の状況

ア 学科編成と定員数及び実際生徒数

平成18年5月1日現在

学科	定員数				実際生徒数			
	1年	2年	3年	合計	1	2年	3年	合計
機械システム科	38	38	38	114	38	35	37	110
電気システム科	38	38	38	114	39	36	37	112
会計システム科	38	38	38	114	40	30	38	108
情報処理システム科	38	38	38	114	41	34	38	113
生活デザイン科	38	38	38	114	39	38	40	117
マルチメディア技術科	38	38	38	114	38	32	32	102
合計	228	228	228	684	235	205	222	662

イ 教職員の役職別数

役職	人数	役職	人数
校長	1	主事	2
教頭	2	司書	1
教諭	48	学校技能主幹・主事	2
講師	5	学校医	3
非常勤講師	9	学校薬剤師	1
実習教員・職員	9	事務補助	1
養護教諭	1	非常勤職員	2

事務長	1	A	L	T	2
事務次長	1	合計			91

ウ 教科別教員等数

教科	教諭	講師	実習教諭 ・職員	計	教科	教諭	講師	実習教諭 ・職員	計
国語	3	1	0	4	英語	4	1	0	5
地歴公民	3	1	0	4	工業	9	3	4	16
数学	3	1	0	4	商業	8	2	1	11
理科	2	1	0	3	家庭	7	1	2	10
保体	5	0	0	5	情報	3	1	2	6
芸術	1	2	0	3	合計	48	14	9	71

工業・商業・家庭・情報教科の教諭等は少人数による実習態勢に対応して一般教科よりは多くなっている。

2 平成18年度の決算

(1) 歳入

ア 歳入の一覧

金額単位：千円

科目	決算額	主な内容説明
授業料	55,291	生徒の授業料（未納が27千円あり） 減免額16,453千円控除後である。
教育財産使用料	1,173	教職員の校内ほか駐車料1,128千円ほか
雑入	1,680	健康センター掛金保護者負担額912千円 電気・水道料の他者負担額収納535千円ほか
【歳入合計】	58,144	

イ 授業料の減免額の多額さと未納の額

別項で授業料減免の問題については記載している。この高校では、授業料減免額は1,653万円と多額である。これは残念ながら専門科を有する学校における特徴となっている。

反面授業料の未納が少ないのは、教職員が一体となって未納防止に努めていること、及び授業料減免制度の周知のための広報活動を行っているからである。

減免及び未納問題の根底には、保護者に経済的余裕がないことがある。直接生徒と保護者に接する学校としては、未納者に対して督促・回収の労力をかけるよりも減免制度を拡充してくれるほうがありがたいのかもしれない。

ウ 半額適用が多い教職員の校内駐車場使用料

(ア) 校内駐車場使用料の現状

ほとんどの教職員が校内に自家用車を駐車している。この高校の場合は、1台当りの月額基本駐車場使用料金は2,240円である。この金額は、県の行政財産使用料条例により近隣の駐車料金相場を参考に決定している。

ただし、学校は公用車を保有しないことになっているので公務及び業務上自家用車を利用することを認めている。自家用車の公務等利用があるため、ほとんどの教職員から収受する駐車場使用料金を月額を半額の1,120円にしている。

しかし、公務等で自家用車を使用する時には平成19年度には1キロメートル当り25円が支給されることになっている。この金額は、走行することにより消費するガソリン代・オイル代・タイヤ代等を積上げて算定している。これを県が負担するのは当然と考える。

(イ) 意見

公務等で自家用車を使用することが多いという理由で駐車場使用料金まで半額にすることは納

得がいけない。教職員は学校に通勤することが仕事であり、公務である。公務で学校に通勤してもらっていると考えるのであれば、駐車場使用料金はなしでもよいだろう。ただ、県庁勤務の職員は駐車料金を自己負担しているのであるから、それとのバランスは考慮する必要がある。

通勤手段として自家用車を使用すると判断したのは教職員自身であり、行政財産である校地に車一台分の校地を占有している事実がある。また、仮に50台分の駐車場が必要となると全体で約1,000㎡のまとまった校地を供することになる。行政財産使用料として正規の駐車料金を収納すべきである。

(2) 歳 出
ア 歳出の一覧

金額単価：千円

	科 目	決算額	主 な 内 容 説 明
教 育 総 務 費	教職員人件費		
	報酬・旅費	56	
	教育連絡調整費		
	報酬・共済費	8,492	外国語外人教師2名の報酬と共済費
	報償費・旅費	7,144	報償費は、進路進学講演会講師への謝金175千円 旅費は、教職員県内外出張旅費等6,969千円
	需用費	29,578	光熱水費14,219千円 用紙代等消耗品費11,522千円ほか
	役務費・委託料	2,834	電話代883千円、郵便切手代276千円、樹木管理手数料634千円ほか
	使用料及び賃借料	35,973	教育用パソコン等のリース料33,521千円ほか
	その他	2,900	備品・図書の購入費
	教育振興費		
	報償費・旅費・需用費	1,264	華道・茶道・書道の外部講師謝金942千円ほか
	教育財産管理費		
	需用費・委託料	2,400	学校施設の修繕費
	工事請負費	6,938	自転車置き場修繕費2,919千円 管理棟内改修工事4,019千円
	教育センター費		
	旅費	106	
	【教育総務費合計】	97,685	
高 等 学 校 費	高等学校総務費		
	報酬	11,357	非常勤講師6名分報酬7,430千円 キャリアアドバイザー報酬2,952千円 学校医報酬975千円
	職員手当・共済費	3,997	教職員児童手当2,710千円 臨時職員共済費1,287千円
	賃金	5,706	臨時的任用職員賃金5,706千円
	その他	219	
	高等学校管理費		
	需用費	3,248	パソコンソフト購入3,248千円
	使用料及び賃借料	1,645	各教室設置プロジェクターリース料1,020千円 教育の情報化機器リース料625千円
	備品購入費	1,632	パソコンラック等購入費

	その他	399	
	施設設備整備費		
	需用費	6,147	机・教室用カーテン等購入費
	委託料	5,474	学校統合に係る移転費及び廃棄費5,474千円
	使用料及び賃借料	25,559	情報系機器・ソフトリース料23,702千円ほか
	工事請負費	8,190	校内LAN整備工事8,190千円
	備品購入費	45,000	旋盤24,675千円、実習調理台16,693千円ほか
	【高等学校費合計】	118,573	
保	保健体育総務費	2,456	スポーツ振興センターからの傷病給付金1,679千円ほか
健	体育振興費	326	カヌー一部使用の船外機228千円ほか
体	スポーツセンター費	400	格技場のレスリング用マット400千円
育	【保健体育費合計】	3,182	
	【教育費 歳出合計】	219,440	

イ 歳出予算の執行額

平成18年度の同校の当初及び追加配分の予算額 2億4,772万円に対し、執行額は2億1,944万円であり、2,828万円の節減結果となっている。

同校は、平成18年度の平成18年12月に新教室棟が完成し翌月から供用を開始した。そのために新たな備品購入や新たなリース物件の契約という教育環境の初期整備に歳出予算が設定されると共に旧倉吉産業高校からの移転経費及び使用不可となった備品等の産業廃棄物処理のための予算が組まれている。教育委員会事務局の教育環境課が主務する同校の施設設備整備費予算は1億933万円であったが、執行額は9,037万円となり1,896万円の節減を果たした。

節減は一般競争入札あるいは指名競争入札による効果である。競争入札の効果が積み重なって約1,896万円の節減になったのである。

例えば、予算額2,860万円の普通旋盤1台を競争入札したときに応募した複数の業者から提示された価格は2,467万円から2,709万円までであった。当然最低価格2,467万円を提示した業者が落札した。

また、備品については購入の形態からリース契約により賃借するという形態に変更してきている。リース契約にも競争入札を導入し、また以前行っていたような単年度契約ではなく長期継続契約を採用するようになったことにより節減をしている。さらに、二つのリース物件を一括で競争入札することによる節減の智恵も出している。

民間事業者の入札競争の結果、県の予算の節減が実現できることは喜ばしいことである。しかし、入札競争により安値受注を強いられる民間業者にとっては痛みが大きく、民間事業者の経営を圧迫するという負の側面もあることを指摘しておく。

ウ 給与手当総額

平成18年度の同校の教職員に支給した給与手当総額 4億4,983万円は学校の歳出表には含めていない。

エ リース契約による歳出負担の平準化

(ア) 学校のリース契約内容

平成20年度の予算編成のために作成したリース物件一覧表をまとめた。

金額単位:千円

リース対象物件	台数	月額リース料 金	リース月数	リース料総額
汎用電子計算機組織	40	448	48	21,521
事務用パソコン	6	30	48	1,426
パソコンLANシステムB	20	258	48	12,398

上記機器の更新	20	258	48	12,398
パソコンC A Dシステム及びパソコンL A Nシステム	42	665	36	23,943
デジタル印刷機	2	46	60	2,747
場内交換電話設備	25	19	72	1,361
上記機器の更新	30	35	72	2,540
ワープロシステム	43	481	48	23,083
パソコンシステム一式	一式	1,139	48	54,684
3 Dアニメーション実習システム	12	308	60	18,459
マルチメディアビデオサーバーシステム	11	313	60	18,774
コンピューターデザイン実習装置	11	492	60	29,547
ノンリニアビデオ編集システム	11	413	60	24,759
液晶プロジェクター一式	27	510	60	30,618
教育の情報化一式	28	312	48	14,994
学事システム	10	450	60	26,970
上記機器の更新	5	450	60	26,970
【合 計】		6,627		347,192

(イ) リースによる歳出負担の平準化

更新スピードの速い情報機器及びソフトをメインにリース契約を締結している。旋盤等の更新頻度の多くない機器は買い取りであり、機器の属性により買い取りとリースを使い分けている。

情報機器は、生徒及び教員の数に合わせて統合システムとして導入しなければならないので費用がかさんでくることは避けられない。昔のように教科書と黒板とノートで教育する時代ではない。教育機器の導入に消極的では社会に役に立つ人材の育成ができなくなっている。

在籍生徒一人当たり月額1万円のリース料負担となっている。更新時期をにらんでリース期間を設定し、負担の平準化を図っている。

オ 報酬・賃金・報償費の支給状況

この学校には9名の非常勤講師が教鞭を執っている。非常勤講師に対する報酬は、その教員の担当教科・年齢・経験等に関係なく授業時間1時限当りの予算単価2,530円で計算し支給している。一週間の担当授業数が4時限あると月に16回分で40,480円となり、これに通勤距離と通勤回数に応じた通勤手当相当分が加算された金額が月額として発令される。一学期の任期は、4月初めの始業式から7月31日までであり8月は支給なしである。二学期に入れば改めて発令により任用される。賞与は支給しない。

学校医に対する報酬は、生徒数に応じた年額予算単価(経験に応じて214,000円以上)で支給し、就職支援職員(キャリアアドバイザー)に対しては月額予算単価246,000円で計算し支給している。

賃金は、事務補助職員・学校技能主事ほかに対して支給している。一日当りの単価はいずれも6,560円であり、出勤簿に基づき月額を計算し支給している。

報償費は、外部講師に対して支給するものである。生徒に対する社会人教育の一環として外部講師を招聘し講演してもらっている。一般の社会人講師は、1時間5,000円、特別社会人講師に対しては1回5万円を支給している。また、華道・茶道・書道の専門講師に対しては1時間当たり2,700円の支給をしている。

カ 旧倉吉産業高等学校に設置されていた備品等財産の処分

平成19年2月から新教室棟の供用を開始したため、旧倉吉産業高等学校に設置されていた国庫負担金に係る財産廃棄処分を行った。取得価額で総額1,285万円になっている。県の会計には貸借対照表がないので除却損は認識しないが、産業廃棄物処理委託料が228万円支出している。国庫による取得財産であるが、廃棄によって負担金の返還義務は生じていない。

3 裁量予算の執行状況

(1) 県立学校裁量予算制度

県立学校裁量予算制度とは、学校の自由度を高め、生徒の状況に応じた学校づくりが可能になるよう、各県立学校の校長がそれぞれの独自性を発揮した学校運営ができるよう、学校運営費、旅費、学校独自事業費の総額を年度当初に学校に一括配分し、さらに、校長裁量による予算執行（必要に応じ節間流用が可能）を認めた制度である。

予算の執行における教育委員会事務局の各課の関わり方を変更することにより事務の簡素化に資するようになっている。裁量予算制度導入以前は、県立学校の各事業別（例えば、学力向上推進事業等）に教育委員会事務局の各課（普通高校に関わるのは主として教育環境課、教育総務課及び高等学校課である）が事務を担当し、さらに、予算の執行を主務していた。裁量予算制度の下では、教育委員会の各課が事務を担当することは従来と同様であるが、予算の主務課を教育環境課に一本化したので令達事務が減少し、年度当初に配分総額を予算令達するなど事務の簡素化が可能となった。

(2) 倉吉総合産業高校の平成18年度裁量予算・決算

項目	事業内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)	予算残額 (千円)	予算残の説明
運営費	光熱水費、消耗品費、印刷製本費、リース料等	68,657	65,535	3,122	印刷製本費の見直し リース入札による残額
スクールプロジェクト推進事業	保護者や地域との連携を図るための施策（学校のPRが主体）	650	430	220	学校カレンダー制作費の業者競争による印刷単価低下
学力向上推進事業	生徒の学力向上、教師の指導力向上	689	1,071	382	チャレンジショップ「くらそうや」事業の後押しによる予算超過
体験活動推進事業	福祉体験活動	604	401	203	福祉バス利用による節減
キャリア教育充実費用	インターシップ推進	464	351	113	旅費の節減
ものづくり支援事業	マイコンカー製作 二足歩行ロボット製作 サーバーシステムの開発と活用 エコデンカー製作	2,421	2,360	61	
世界に架けよう夢・青春事業	国際感覚の育成を目的とした中国・韓国の高校との交流	1,900	1,814	86	
独自事業		0	7	7	課題研究発表会の会場使用料が必要となった
教職員費	出張旅費	4,684	4,332	352	出張の精査による節減
	合計	80,069	76,301	3,768	

この学校の裁量予算額は、8千万円強と高い水準になっている。また、平成18年度の全校の歳出決算額2億1,944万円から保健体育費318万円、高等学校費中の施設設備整備費9,037万円を差引いた歳出決算額1億2,589万円の約60%が裁量予算制度による歳出決算額になっている。しかし、運営費と教職員費を除いた個別事業の歳出決算額は643万円であり、歳出合計額7,630万円の8.4パーセントと実質的な裁量予算の枠は少ないと感じる。

この学校は6つの学科で編成され、進路動向も進学と就職が半々である。生徒に高い学習意欲を持たせ続けながら、卒業後の進路選択の可能性を広げていくように教職員が一丸となって生徒の背中を押し続けなければならない。

裁量とは言え、予算は教育委員会事務局の主務課との協議の上決裁される。しかし、裁量予算制度の導入はそれまで学校運営上の予決算にそれほど関心のなかった教員の意識を変えていくことにつながっ

た。自分たちが方向性を示す、それが認められれば予算が付く、そして総予算の枠内であれば事業ごとの流用は可能となり、その年度の予算の節減額は次年度以降に繰越できる。少なくとも学校の意思による中期的な計画が立てられるようになったと思った。

この学校の場合は、常に生徒に対して学習意欲の維持や進路選択の可能性の拡大のため刺激を与え続けなければならない。教育委員会事務局の主務課はこのことは頭で分かっているが、生身の生徒と直接に接触していないのであるから、どうしても現場感覚から遊離してしまう。教育の現場で直接生徒たちの姿を見ている教職員が事業計画を企画し、予算枠内での実行計画を作成する裁量予算制度は活かさなければならないと感じた。米子西高等学校の外部監査では、感じ取れなかったことである。

4 保有数が過大な毒物及び劇物

(1) 毒物及び劇物の在庫状況と在庫確認の実施

アンモニア水・水酸化ナトリウム・硫酸・塩酸等の毒物及び劇物の保有在庫一覧表を入手し、保管状況を視察した。念のために数点について保有在庫一覧表の現存量の存否について確認した。劇物等は管理棟2階の化学準備室内の保管庫に施錠して保管していた。

数点の存否を確認しただけであるが、硝酸2本と塩酸3本の在庫が確認できなかった。また、整理番号1130番の水酸化ナトリウムは保有在庫一覧表には、1本とあるが2本存在した。

ちょうど担当教諭が休暇中であったので、事務長に保有在庫の違算について指摘し、違算原因について報告を依頼した。硝酸と塩酸は保管庫内にあった旨、また水酸化ナトリウムは、間違えて二本を同じ整理番号にしていたが保有在庫一覧表には記載漏れをしていた、と報告を受けた。

(2) 意見

正確な保有在庫一覧表を作成し、現物との確認を複数人で行うことを指摘しておく。しかし、問題はこれら劇物等の使用頻度が極めて少ないのかかわらず、保有数量が多すぎることである。水酸化ナトリウムは500グラム瓶で15個あるが、平成19年度になってからの使用実績がない。その他の毒物等も同様の状況である。

学校の学科内容から考えても、これら劇物等の使用頻度は少ないのは明白である。他の高校でも同様の事象があると考えられるので、県内の学校で劇物等の数量等点検を行い、過剰在庫の学校から使用頻度の高い学校への移管を行い適正在庫の維持に努めるべきである。

5 学校独自の「県費外会計等取扱要領」

(1) 県費外会計等取扱要領の作成

教育委員会事務局が平成18年11月に作成した「県費外会計等取扱ガイドライン」に準拠した倉吉総合産業高等学校県費外会計等取扱要領を作成していた。

(2) 県費外会計の種類と内容

県費外会計等とは以下の内容である。

		会計の種類	具体的内容
県費外会計等	県費外会計	学校預り金会計	ルーム費会計(クラス固有の会計)
			積立金会計(海外研修旅行積立金等)
			その他(クラブ振興費、校外模試費、家庭科実習費等)
	団体会計	P T A 会計	
		生徒会費	
		体育文化活動後援会会計	
指定物品	制服、運動着、実習服等		

県費外等会計は、外部監査の対象外になっている。しかし、この高校では事務部が保管している各クラスのルーム費会計の報告書を査閲した。

ルーム費会計報告書は、年間の生徒からの収入と預金利息からなり、各クラス単位で購入する物品の支出明細を記載し、担任と副担任の氏名が記載されていた。

(3) 指摘事項

しかし、記載内容を見ると購入した物品の金額は当然ながら記載しているが、数量記載がないもの、担任と副担任の氏名の記載があるが捺印のないものがあった。また、取扱要領によると監査を受けることになっているが会計監査担当者名の記載がなく、未監査の会計報告書になっていると感じた。

(4) 意見

ルーム費の出納額は少額であるが、ルーム費を出納する預金口座の預金通帳の原本との照合、領収書等との照合をした旨の監査報告は最低限必要である。

第4 鳥取県立白兔養護学校の監査

1 白兔養護学校の概要

(1) 所在地

本 校 鳥取市伏野1550 - 1 (国道9号線 白兔海岸沿い)

訪問学級 鳥取市三津880 - 4 (独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター内)

(2) 教育課程

白兔養護学校は、知的障害児及び重度・重複障害児に対する教育を行うことを主業務とし、さらに障害児を抱える保育園・幼稚園・学校及び保護者に対するさまざまな相談に応じる特別支援教育のセンター的な機能を果たしている。

教育課程は、障害の程度により三つに編成している。各編成科別の小学部・中学部・高等部の学級数及び生徒数を次の表にまとめた。

平成19年5月1日現在

編成別科	小学部 (1年～6年)		中学部 (1年～3年)		高等部 (1年～3年)		合計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
単一障害学級	6	12	5	24	9	63	20	99
重複障害学級	8	22	8	23	7	20	23	65
訪問学級	1	3	1	3	4	10	6	16
合計	15	37	14	50	20	93	49	180

単一障害学級は、知的障害児のみの学級。重複障害学級は、知的及びその他の障害がある子どもの学級。訪問学級は、国立病院機構鳥取医療センター内で入院治療中の重度・重複障害児に対して同センター内に教場を確保し教育を行っている。訪問学級では、重度の障害のため教場内における教育ができない生徒に対してベッドサイドでの教育、在宅の障害児に対しては訪問し教育を行っている。

高等部の生徒が多いのは、小学校及び中学校までは各公立学校内に特別支援学級が設置されており、中学校の特別支援学級卒業生が入学してくることや軽度の知的障害のある発達障害の生徒が入学してくることが考えられる。

(3) 入学資格

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の知的障害者で、原則として小学校から高等学校までの年齢に該当する者に入学資格がある。

(4) 教職員の状況

平成19年5月1日現在

職 名	現員数	職 名	現員数
校 長	1	事 務 主 任	1
教 頭	2	事 務 主 事	1
部 主 事	3	介 助 職 員 主 任	2
教 諭	91	介 助 職 員	3
講 師	15	学 校 技 能 主 事	1

養護助教諭	2	図書館事務補助	1
実習助手	2	給食調理員	4
事務長	1	学校看護師	2
事務次長	1	合計	133

生徒数に比べ、教職員の数が多いのが特徴である。平均すれば1人の教員が生徒2人を指導していることになる。生徒に対し適切な支援を要するからである。特に訪問学級は、16人の生徒に対し13名の教員と2名の看護師を配置している。

(5) 学校の土地と建物の概要

ア 鳥取市伏野の本校の校地面積は全体で29,569.76平方メートル、取得価額は1億441万円。

イ 鳥取市伏野の本校舎の建物の概要を次の表に示した。取得価額は12億646万円。

用途	面積 (平方メートル)	用途	面積 (平方メートル)
管理教室棟	2,466.36	仮設校舎	176.56
教室棟	1,058.03	体育館	616.00
高等部棟	3,318.83	その他	392.87
特別教室棟	907.36	【合計】	8,936.01

2 平成18年度決算の歳入額

(1) 歳入額と主な内容

金額単位：千円

科目	決算額	主な内容説明
行政財産使用料	156	教職員の駐車料金ほか
生産物売払収入	511	生徒の作った野菜・木工品等の売却収入
雑入	304	スポーツ振興センター掛金の保護者負担収入184千円等
【歳入合計】	971	

(2) 歳入額に対する監査事項

ア 授業料について

小学部及び中学部は義務教育のため、授業料はない。

高等部についても授業料はない。養護学校の高等部について授業料を免除する法律等はないのであるが、仮に授業料を収納しても歳入としての地方交付税の同額の減額があり、また授業料を収納しても扶助費対象として同額を生徒に助成することになる。結局収納する実益がないため、鳥取県は授業料の徴収は行っていない。

高等部において授業料収納を免除しているのは、財政的に実益がないためであり納得した。

イ 行政財産使用料

(ア) 教職員駐車場使用料

行政財産使用料のうち150,000円は教職員25名分の校地内駐車場使用料である。なお、校地内に自家用車通勤の全教職員等の駐車場用地が確保できないため、25名を除く他の教職員は近場の空地を私費で借りている。

教職員負担の校地内駐車場使用料金は、公用車がないため公務による自家用車使用の頻度が多いことを理由に、県が定めている近隣駐車料金相場によるのではなく、その半額にしている。

(イ) 意見

他の学校でも同様の取扱を行っている。公用車を保有すれば、免除した額以上の負担が発生することは明白である。

自家用車は自分のものであること、まとまった校地を占有していること、公務使用時には使用距離に応じた交通費の支弁があること、の理由から半額の駐車料金でなく正規の駐車料金を収納すべきである。公務員が公務を行っているからといって所得税や地方税の割引はない。収納すべきものは

規定どおり収納して、支払うべきものは規定どおり支払うことが必要と考える。

ウ 生産物売払収入

生徒が作った農産物、木工品等の販売収入である。ほとんどの生産物は、学内の教職員が購入しているのが実態である。販売代金は、教職員の給与から控除する形で収納している。

3 平成18年度決算の歳出額

(1) 歳出額と主な内容

金額単位：千円

科 目	決 算 額	主 な 内 容 説 明
教 育		
教職員人事費		
報酬・報償費・旅費ほか	92	
総務		
教育連絡調整費		
旅費	306	
教育費		
教育振興費		
報償費・旅費ほか	3,239	社会人講師謝金ほか報償費1,511千円 旅費 1,356千円
扶助費	21,274	生徒の保護者に対する就学助成金である
教育財産管理費		
需用費	2,991	諸修理費
工事請負費	12,267	グラウンド芝生化工事（散水設備）4,304千円 渡り廊下落下防止及び防雨工事3,518千円 照明設備改修工事2,188千円
教育センター費		
報償費・旅費	299	
【教育総務費合計】	40,468	
特 殊 学 校 費		
盲聾養護学校管理費		
報償費・旅費	4,667	旅費4,249千円
需用費	20,295	光熱水費9,942千円 消耗品費7,508千円 燃料費1,297千円
役務費・委託料	32,464	バス運行委託料17,897千円 校舎清掃作業委託料10,442千円
使用料及び賃借料	25,114	情報機器リース料20,034千円
備品購入費	3,165	図書館用の図書269千円、集会用テント752千円ほか
養護学校費		
報酬	14,162	非常勤講師・図書館事務補助員ほか報酬14,162千円
児童手当・共済費	3,741	教職員の児童手当と賃金支給者等に対する共済費である
賃金・報償費・旅費	2,427	賃金は代用教員ほかに対する支払額2,198千円
委託料・工事請負費	3,207	グラウンド芝生化工事代2,990千円ほか
【特殊学校費合計】	109,242	
保 健 体 育 費		
委託料	8,082	学校給食業務委託料
使用料及び賃借料	1,000	学校給食関係機器の使用料及び賃借料
その他	2,101	
【保健体育費合計】	11,183	
【教育費 歳出合計】	160,893	

(2) 歳出額の監査事項

ア 教員に対する特殊勤務手当としての障害児直接指導手当

この手当は、学校の決算に含めていない。この手当は固定された手当金額ではない。学校が指導に当たった指導日数の基礎資料を作成し、その結果を受けて教育総務課が手当として支給するので教育総務課の決算に含められている。

(ア) 障害児直接指導手当

障害児直接指導手当は、特別支援学校（盲・聾・養護学校）の教員に対して条例により定められている特殊勤務手当である。手当金額は、障害児に対する直接指導月間指導日数に応じ以下のように規定されている。

障害児直接指導日数	手当月額
月間15日以上	11,000円
月間8日から14日	6,600円
月間1日から7日	3,300円

(イ) 障害児直接指導手当の支給方法

この手当は、教員の勤務実績の把握が必要になる。平成18年度の対象教員数は115名、支給総額は1,385万円であった。教員はすべての勤務日が障害児教育に該当するので、休暇・研修・出張等で学校を離れる日数を休暇届・研修記録・出張報告等と照合することにより補足しこの手当の対象日数を把握している。

イ 報償費

(ア) 教育総務費に含まれる報償費

教育総務費に含まれる報償費には、社会人講師謝金、産業現場実習謝金、指導員設置事業がある。社会人講師謝金は、生徒が授業の中で製作課題に取り組む作業学習を担当する講師への謝金である。また産業現場実習謝金は、中学部及び高等部の職場体験学習のための受け入れ先への謝金である。指導員設置事業とは、鳥取県立盲・聾・養護学校指導員設置事業実施要綱（平成8年鳥取県教育委員会教育長通知）に基づいて行われるものである。それは鳥取県教育委員会が事業主体となって、休業日及び長期休業日に自宅や地域で過ごすのが困難な児童等に対し、主に白兔養護学校の職員が指導員になって学校内において児童の指導を行う。

このように、鳥取県教育委員会が行う事業であるため、学校は協力的な立場として参加し、指導員1人1回につき5,180円を支払っている。さらに、事故の発生に対して傷害保険に学校が加入する。

外部監査人は、平成18年度の報償費支給内訳書、盲聾養護学校指導員設置事業実施報告書から数箇所をサンプルして謝金の計算が適切に行われていることを確認した。

(イ) 特殊学校費に含まれる報償費・賃金

特殊学校費に含まれる報償費には、看護師手当、学校評議員謝金がある。

看護師手当とは、訪問学級の校外学習のときに付き添う看護師に対する賃金である。

また、賃金には、病休している事務職員の代替職員に対するもの、ボイラー技師に対するもの、及び、学校医に帯同する看護師に対するものである。これらの賃金は、それぞれ日給6,560円、7,650円、5,160円となっている。

外部監査人は、代替職員の賃金について平成18年度の辞令書、出勤簿、賃金台帳を一定月サンプルして計算が適切に行われていることを確認した。

ウ 報酬

この報酬は、非常勤講師、図書館事務補助職員、通学支援職員、給食調理員、学校医、看護師、介助補助職員、特別非常勤講師に対するものである。

(ア) 通学支援職員

児童等の自立通学を支援するために公共交通機関を利用し、自宅に近い駅から学校までの間を付き添う職員に対する報酬である。その職員に対し、時給1,000円を支払っている。

(イ) 給食調理員

学校内で運ばれてきた給食の配膳を行う給食調理員に対する報酬である。所定勤務時間は1日3時間、時給は1,200円と規定されている。

(ウ) 看護師

訪問学級は教員のほかに看護師の配置が必要である。その学校看護師に対する報酬である。学校看護師は2人配置されているが、一日ごとに交代で勤務する。時給は1,600円と規定されている。

(エ) 介助補助職員

生徒送迎用スクールバスに同乗し、登下校時の安全管理と指導を行う職員に対する報酬である。時給は1,300円と規定されている。

(オ) 特別非常勤講師

音楽療法などの自立活動の授業を補助したり、教職員への指導をしたりする専門的な知識・技術等を有する講師に対する報酬である。一授業につき2,700円と規定されている。

(カ) 報酬計算の確認

外部監査人は、上記報酬について平成18年度の辞令書、出勤簿、賃金台帳等を数名サンプルして計算の確認を行った。そのうち上記(ウ)の看護師の出勤簿は、勤務地である国立病院機構鳥取医療センターに隣接する職員室に備え付けられており、締め日に訪問学級主任が事務室に持参し計算を行うため、現物を確認することができなかった。それ以外については適切に計算が行われていることを確認した。

(キ) その他

監査において学校内部で作成した基礎資料との照合を行う。しかし、数年度分の同一書類を一括ファイルしているため、どの資料が照合対象年度の資料であるか分からなかった。そのため、その都度担当者に聞かなければならないという煩わしさを感じた。

たとえ内部資料であっても、作成した資料には年度分と記載することを習慣化することを提案する。

エ 扶助費

(ア) 扶助費

扶助費とは、特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって障害児教育の振興を図ることを目的とした特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によって、国と県が負担する費用のことである。

(イ) 扶助費の支給金額

a 扶助費対象経費と扶助金額の概要

扶助費は各家庭の世帯構成・収入・就学者などの状況を所定の算定基準と照合して、3つに区分し(下記表の、)、その区分によって次の表に定める方法によって決定する。

支 弁 区 分 経 費 内 容	県の負担する範囲			
教科用図書購入費	実 費	全額	全額	全額
給食費	実 費	全額	半額	支給なし
通学費	実 費	全額	半額	支給なし
職場実習交通費	実 費	全額	半額	支給なし
交流学习習交通費	実 費	全額	半額	支給なし
修学旅行費	実費(ただし上限あり)	全額	半額	支給なし
校外活動費	実費(ただし上限あり)	全額	半額	支給なし
宿泊生活訓練費	実費(ただし上限あり)	全額	半額	支給なし
学用品購入費	実 費	全額	半額	支給なし
新入学生徒学用品購入費	実費(ただし上限あり)	全額	半額	支給なし

(注) 1 支弁区分は、世帯の収入額が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要額の1.5倍未満の場合が、1.5倍以上2.5倍未満の場合が、2.5倍以上の場合がである。

2 重度・重複障害を有する生徒の付添人には、 から までの経費について、付添人分を支給する場合もある。

b 扶助費の支弁区分の決定（詳細の記載は省略する。）

申請者は収入、所得及び世帯構成を証明する行政機関発行の書類を提出する。その、申請書と証明書等を学校が審査し決定している。扶助費支給の判定は文部科学省の定めた基準に従っている。

外部監査人は、支弁区分の判定基礎資料綴りを見た。その中で数名分について、収入、所得及び世帯構成から見て判定が適切に行われていることを確認した。

c 各人別扶助費の決定

各人別の扶助費は、各人別のいわゆる教育費家計簿を記帳する事務手続きにより集計し確定する。平成18年度の対象人数は178人であり、その生徒の12ヵ月分の扶助費の計算をするため非常に手数の要する事務となっている。

例えば通学に要する交通費は、各人各様である。保護者の自家用車で送迎される者に対しては保護者の車の排気量別に定められた1キロメートル当りの標準単価に通学距離を乗じて通学費を算定する。公共交通機関を利用する者は、通学定期代だけであればその領収書を確認することで済むが、夏休み前の7月だけは回数券を購入する場合があるので、通学に使用した回数券代を計算して通学費を算定している。事務担当職員は、日々、担当教員と連絡を取りながら生徒の出欠席の状況を把握しなければならないのである。

外部監査人は、平成18年度の各人別の支給台帳から数名をサンプルして扶助額計算が適切に行われていることを確認した。

(ウ) 感想

この学校の事務職員数は、事務長を含めて4名である。普通科高校及び専門校の監査を行った。その両校とも事務部の職員数は4名であった。

特別支援学校特有の事務業務は、この扶助費の会計業務である。個々の生徒の学費のいわば家計簿を学校が記録している姿を見ると、その事務量の多さに対応した人員配置が必要であると感じた。

オ 生徒送迎バスの委託料

(ア) 平成18年度の送迎バスの契約内容と委託料

委託先	一便当り単価	契約期間	運行バス数(運行コース)	平成18年度委託料金額(年間運行便数)
日ノ丸自動車(株)	17,220円	平成17年4月 ~20年3月末	大型車1台 (東方面)	6,922,440円 (年間402便運行)
(有)ジャパン観光	13,650円	平成17年4月 ~20年3月末	小型車2台 (西方面と南方面)	10,974,600円 (年間各車402便運行)
年間委託料合計額				17,897,040円

(イ) 感想

契約は指名競争入札により行われていた。委託内容の概要は、運行用バスの提供と運転手及び介助員1名を乗車させる内容になっている。一便あたりの運行時間は約1時間となっている。運行時間の前後の準備時間等を考えれば一便あたり約3時間、一日2往復しているので、バス1台と二人の人間を一日約6時間近く拘束することから考えれば割安な感じを受けた。自動車燃料の価格が高騰傾向にあり、平成20年以降の委託料は上昇することが予想される。

カ 清掃委託料

(ア) 清掃委託している理由と契約形態

通常の公立学校は、生徒及び教職員が校舎内の清掃を行う。特別支援教育(知的)の場合、清掃をするための体力、身体機能が十分でない児童・生徒があるため校舎の清掃業務を外部委託している。

一般競争入札により、以下の内容の契約を行っている。3年間の複数年契約により委託料の節減を図っている。

(イ) 委託契約の概要

項目	契約内容
清掃箇所	鳥取市伏野の本校校舎全体 鳥取市三津の訪問学級用職員室・・・年1回清掃
契約期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年契約
契約金額	3年間の総額 31,321,500円
支払方法	初回871,500円、以後毎月87万円を支払う
委託先	皆生温泉土地(株)
清掃内容	日常清掃 定期清掃 特別清掃 に区分し具体的な清掃作業基準表を作成している。

キ 給食委託料と県費外給食会計

学校は給食を行っている。調理は委託しているが、給食材料は県費外の扱いとなっている。

(ア) 給食委託契約の概要

随意契約により次の契約概要となっている。

項目	契約内容
委託業務内容	学校給食法及び学校給食実施基準に規定する学校給食の給食調理業務、その他付随業務(原材料の発注ほか)
契約期間	平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年契約
委託料(委託業務の内容)	年間8,082,000円(調理員の人件費、光熱水費、厨房設備等の整備費、調理用物品の購入費)
支払方法	委託契約完了時の年1回
委託先	社会福祉法人あすなる会 松の聖母学園

(イ) 給食材料の会計

給食の材料費は、生徒の保護者及び利用する教職員の負担となっている。県費外として出納管理している。

材料費相当の給食代金は、各人が食した食事数に応じて金額を決定する。集金は、原則として利用者の銀行預金口座から口座自動引き落とし(口座引き落とし手数料は給食利用者負担)である。保護者の申し出により集金袋による現金集金もある。

材料の発注は、調理委託先の栄養士の献立に基づき、学校が発注する。学校が請求書を照会した後、小切手により仕入業者に支払を行っている。

(ウ) 指摘事項

小切手の発行による支払いには支払伺いを作成しているが、その書類上に小切手番号の記載がない。また、小切手発行簿を備えていない。

(エ) 意見

小切手帳の管理及び小切手の発行手続きは適切に行われている。小切手の控えに発行日・渡し先・摘要の記載はあるが、これは小切手を発行したという証にしかない。

小切手は、未使用分つまり小切手帳に綴りこまれているものも管理しなければならないものである。小切手発行簿を備え、小切手発行の承認決裁を記録し、さらに未使用小切手の管理にも役立てなければならない。

また、支払伺い書に発行小切手の小切手番号を記録すると支払伺い書上を通査することにより発行小切手の連番性の確認ができる。この手続きにより権限外で小切手が発行されていないことの検証ができるものである。

(3) 給与手当総額

平成18年度の同校の教職員に支給した給与手当総額7億4,414万円は学校の歳出表には含めていない。

第5 県立学校監査の総括意見

1 学校に関わる歳入・歳出を網羅した決算書を作成すべきである

学校の決算書に該当する歳入・歳出表には、その学校に通学する生徒の授業料収入は歳入として計上しているが、歳出項目に学校の教職員の人件費（給料・手当ほか）を計上していなかった。学校の決算書には、予算を主務する教育委員会事務局の各課から学校で管理すべき項目として予算配分された項目の決算額だけが計上されているのである。

このような学校決算書では、その学校に関して使われた予算の全貌を見ることができない。その学校で教育に当る教員の人件費、耐震診断に要した経費、新校舎建設に要した工事費等を、学校単位で集計した学校決算書を作成すべきである。

県民が知りたいのは、総額としての教育委員会の決算額ではなく、身近な存在である学校単位の決算額であると思っている。

2 決算書には県費外の出納項目と金額を注記すべきである

学校にはPTA会費ほか多くの県費外項目の出納事務がある。これらは県費と共に学校教育活動を支えているものである。県費外の出納額は財政上歳入・歳出に該当しないが、生徒の保護者が支払ったものであるから決算書上に項目ごとの出納額を注記することが情報公開の観点からは必要である。

私立学校の計算書類に適用している「学校法人会計基準」を参考に、歳入・歳出表の現行の形式から脱却したスタイルの公立学校用の決算書を作成すべきである。

3 県費外会計に対する監査をより証明力の強いものに

教育委員会は、平成18年11月に「県費外会計等取扱ガイドライン（マニュアル）」を公表している。このガイドラインには、「保護者の代表であるPTA会長もしくはPTA会長が指名する者による監査を受ける」旨の記載がある。

県費外会計に対する監査は実施している状況は見て取れた。しかし、どのような方法で監査を実施したのかの記述がない。

今後は、具体的な監査手続の指導を行うことにより監査をより証明力の強いものにしていく必要がある。

4 財産の現物確認は複数人で行うべきである

財産の現物確認は担当者が単独あるいは少人数で行っている現状がある。教育委員会事務局からの参加も得て複数人で組織的に行うべきである。現品の数だけの確認だけでなく、複数人の眼で見ることによる気づきも生まれてくるものとする。

5 公務使用を理由とした駐車場使用料の半額免除制度はやめるべきである

学校には公用車がないことと教職員の自家用車の公務使用が多いことを理由に教職員の校地内駐車場使用料を半額免除している。

自家用車は自分のものであること、まとまった校地を占有していること、公務使用時には使用距離に応じた交通費の支弁があること、の理由から半額の駐車場使用料でなく正規の駐車場使用料を収納すべきである。公務員が公務を行っているからといって所得税や地方税の割引はない。収納すべきものは規定どおり収納して、支払うべきものは規定どおり支払うことが必要と考える。